

# **常盤小学校における 子どもたちの安全のために**

## **危機管理マニュアル**

**岸和田市立常盤小学校園  
2025年度改訂版**

# 目 次

はじめに ······ P. 1

## 第1章 危機管理マニュアルについて

- |  |      |
|--|------|
| 1 本マニュアルの目的及び法的根拠 ······               | P. 2 |
| 2 関連計画・マニュアル等との関係 ······               | P. 2 |
| 3 常盤小学校園における危機管理マニュアルの作成・見直し・改善 ······ | P. 2 |
| 4 全体構成図 ······                         | P. 4 |

## 第2章 事前の危機管理

- |                |       |
|----------------|-------|
| 1 体制整備 ······  | P. 5  |
| 2 点検 ······    | P. 10 |
| 3 避難訓練 ······  | P. 11 |
| 4 教職員研修 ······ | P. 13 |
| 5 安全教育 ······  | P. 13 |

## 第3章 個別の危機管理

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 1 事故等発生時の対応の基本 ······         | P. 14 |
| 2 様々な事故への対応 ······            | P. 16 |
| 3 不審者侵入への対応 ······            | P. 23 |
| 4 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応 ······ | P. 26 |
| 5 交通事故への対応 ······             | P. 27 |
| 6 気象災害への対応 ······             | P. 28 |
| 7 地震・津波への対応 ······            | P. 29 |
| 8 新たな危機事象への対応 ······          | P. 32 |
| 9 支援が必要な幼児・児童における留意点 ······   | P. 33 |
| 10 幼稚園における留意点 ······          | P. 34 |

## 第4章 事後の危機管理

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| 1 安否確認 ······           | P. 35 |
| 2 緊急時引き渡し体制 ······      | P. 36 |
| 3 教育活動の継続 ······        | P. 39 |
| 4 心のケア ······           | P. 40 |
| 5 調査・検証・報告・再発防止等 ······ | P. 41 |

※巻末にエピペンガイドブックより参考資料添付

# はじめに

学校教育の根底には、まず子どもたちの安心・安全の確保が必要です。しかしながら、今日、地震・津波や台風等の自然変災、不審者侵入や食中毒・食物アレルギーの事故、けが、Ｊアラート発令時の対応等、さまざまな課題が生起しています。また、平成 30 年 6 月に発災した大阪府北部地震や平成 30 年 9 月の台風 21 号等の深刻な災害が多くなっている中、新たに起こる危機（子どもたちの安心・安全を脅かす事象）を予見し、準備し、迅速かつ確実に対応することの重要性が増しています。

令和 6 年 4 月には、市教育委員会の市内学校園の安全に関する事象等をふまえ行われた八度目の改訂に合わせて常盤小学校でも危機管理マニュアルを見直してきましたが、改めて「危機管理マニュアル作成の手引き—改訂第九版—」（岸和田市教育委員会）を参考に、本校危機管理マニュアルを改訂し、「常盤小学校における子どもたちの安全のために～危機管理マニュアル～」を作成しました。

特に、「事前の危機管理」・「個別の危機管理」・「事後の危機管理」に分けて記載することで組織的対応の明確化、危機管理における新しい視点の例示、職員への徹底等を書き込み、より活用しやすいものに改訂しました。また、「気象警報等発令時の学校園対応」について、子どもたちの安全確保のため、大雨警報を臨時休業、授業中止の対象とし、改訂を行いました。子どもの命を守ることを第一に考え、基本的な対応の流れを踏まえたうえで、想定される危機事象に特化した内容を追記するなど、独自の危機管理マニュアルを作成しました。

また、実際の運用にあたっては、学校の「**危機管理のさしつせそ**」を合言葉に、取り組むことを、ここに記し、「はじめに」とします。

- 「さ」 = 最悪を想って
- 「し」 = 慎重に
- 「す」 = 素早く
- 「せ」 = 誠意をもって
- 「そ」 = 組織で対応する

2025年4月  
岸和田市立常盤小学校

# 1章 危機管理マニュアルについて

## 1 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、学校園における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1款に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

## 2 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、学校園における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、学校園におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

根拠となる法令	対象となる学校	策定すべき計画
消防法 第8条第1項	収容人員50人以上の学校	消防計画
水防法 第15条の3第1項	浸水想定区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校 (中央小、浜幼・小、朝陽小、大芝幼・小、城北幼、八木幼・小、山直北幼・小、野村中、山直中、春木中)	避難確保計画
土砂災害防止法 第8条の2第1項	土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校 (東葛城小)	避難確保計画
南海トラフ地震防災対策特別措置法 第4条第1項	南海トラフ地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震に伴う津波被害が想定される地域に存する施設 (浜幼小、大芝幼・小、野村中、春木中)	消防計画

※その他、学校園で作成されている関連マニュアルも記載または最後に参考資料として添付しておく。

※避難確保計画の作成は義務であり、それに伴う避難訓練を年1回実施すること及び避難訓練を実施した際の報告も義務付けられている。

## 3 常盤小学校園における危機管理マニュアルの

### 作成・見直し・改善

- 学校教育活動にかかわる危機には様々なものがあり、対応はそれぞれ異なる。そのため、常盤小学校園では危機管理マニュアルを作成し、事故等が発生した際には、教職員が的確に判断し、対応できるよう教職員の役割を明確にするとともに、児童生徒等の安全確保に必要な事項を、あらかじめ全教職員が共通に理解しておく必要がある。また、保護者や地域、関係機関にも周知するなど、事前の安全

確保の体制整備が大切となる。

- マニュアル作成後も、作成したマニュアルが実際に機能するかどうか、訓練の結果を踏まえた検証・見直し・改善を繰り返していく。

## ○作成のポイント

- 常盤小学校園の立地する環境や学校規模、年齢や通学の状況等を踏まえ、各学校園の実情に応じて想定される危険が明確になっているか。
  - 日常的な学校管理下の事故（体育や休憩時の事故、頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギー等、死亡や障害を伴う重篤な事故等）
  - 犯罪被害（不審者侵入や略取誘拐等、通学通園中を含め児童生徒等の安全を脅かす犯罪被害）
  - 交通事故（通学通園中、校外活動中の交通事故）
  - 災害（地震・津波や風水害、土砂災害等による被害）
  - その他の危機事象（学校への犯罪予告、弾道ミサイルの発射等）
- 危険等発生時にどう対処し、いかに子どもの生命や身体を守るか検討しているか。
- 「事前」・「発生時」・「事後」の三段階の危機管理を想定して、安全管理と安全教育の両面から取組を行っているか。
- すべての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図っているか。
- 家庭・地域・関係機関と連携した安全確保の体制整備を行い、協働して避難訓練等が実施されているか。

## ○見直し・改善のポイント

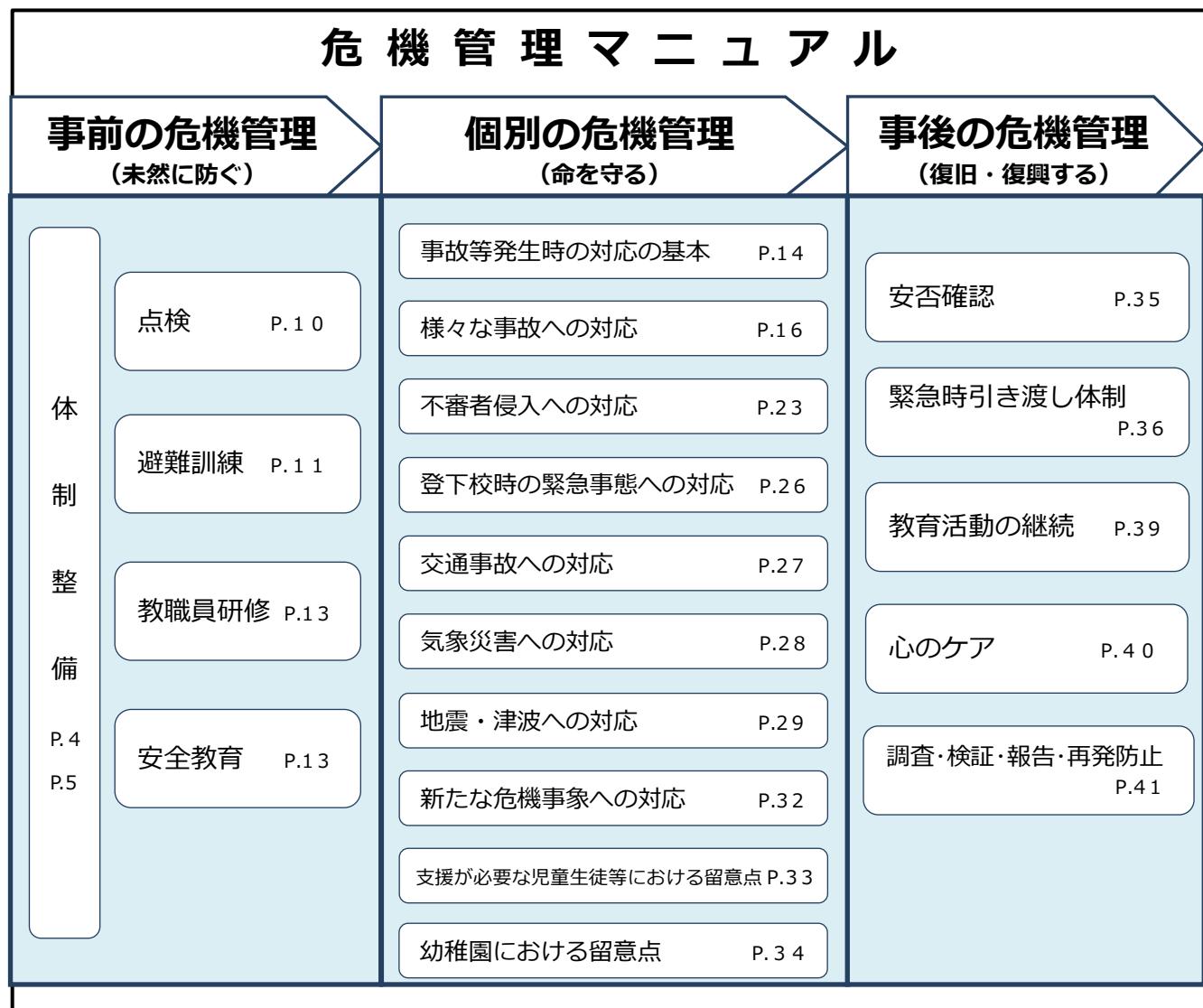
- 施設・設備や通学路、児童の状況に変化はないか。
- 防災避難訓練や研修等で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 自校で発生した先行事例や他校の事例等から、自校で不足している項目はないか。

### 【学校保健安全法】

#### 第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

- 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」と言う。）を作成するものとする。
- 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

## 2 全体構成図



### 【リスク・マネジメント】

- 事前の危機管理（危機の予知・予測や事故等の未然防止に向けた体制整備・点検・訓練・研修・教育等について）

### 【クライシス・マネジメント】

- 個別の危機管理（事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について）
- 事後の危機管理（緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から引渡しや心のケア、調査、報告について）

# 第2章 事前の危機管理（未然に防ぐ）

## 1 体制整備

### （1）学校における体制整備

①想定される危険等を明確にしておく。

- 日常的な学校管理下の事故（体育や休憩時の事故、頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギー等、死亡や障害を伴う重篤な事故等）
- 犯罪被害（不審者侵入や略取誘拐等、通学通園中を含め児童の安全を脅かす犯罪被害）
- 交通事故（通学通園中、校外活動中の交通事故）
- 災害（地震・津波や風水害、土砂災害等による被害）
- その他の危機事象（学校への犯罪予告、弾道ミサイルの発射等）

②危険等に対する「発生時」における危機管理体制を整備し、教職員の役割分担や情報収集・伝達方法を明確にしておく。また、支援を必要とする児童への配慮事項を全教職員で共通理解を図る。

### 役割分担について

#### （1）不審者対応

- ・最終判断…校園長
- ・外部メール発信対応…教頭
- ・外部（警察・教育委員会・幼稚園等）へ連絡対応…事務職員
- ・児童・園児への全体指示…首席
- ・救護対応…養護教諭
- ・不審者対応（声かけ・注意喚起・さすまた対応）…教職員

\* 不審者対応の教職員は常に携帯電話で職員室とつないでおき、不審者の所在を報告する。

#### （2）災害発生時

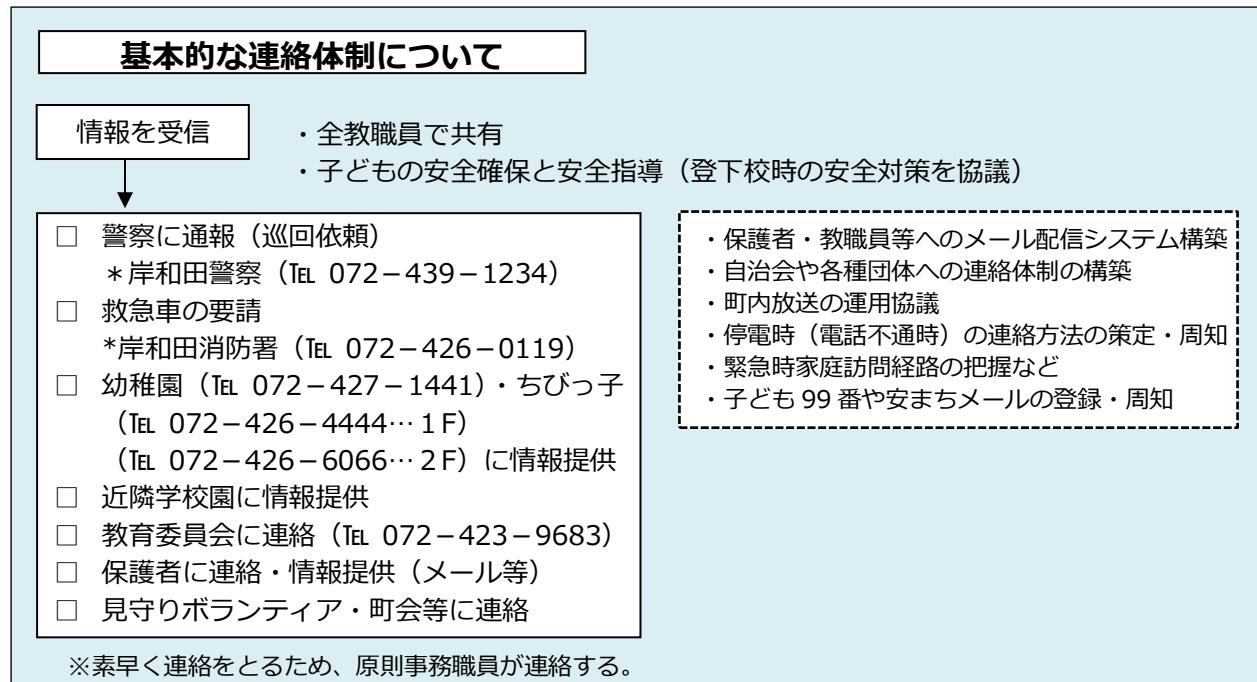
- ・最終判断…校園長
- ・外部メール発信対応…教頭
- ・外部（警察・教育委員会・幼稚園等）へ連絡対応…事務職員
- ・児童・園児への全体指示…首席
- ・救護対応…養護教諭
- ・書類持ち出し…教職員
- ・通学路安全点検…教職員
- ・児童・園児の誘導…教職員

#### （3）緊急引き渡し体制時

- ・最終判断…校園長
- ・外部メール発信対応…教頭
- ・外部（警察・教育委員会・幼稚園等）へ連絡対応…事務職員
- ・児童・園児への全体指示…首席
- ・救護対応…養護教諭
- ・コーンやゼッケンの用意…教職員
- ・児童・園児の引き渡し対応…教職員
- ・保護者対応…教職員

今年度の役割分担は別紙参照

### ③危機発生時の連絡体制



#### 【子ども 99 番の登録】

「こども 99 番」は子どもたちへの事件や事故、不審者情報など、安全確保に関する情報を、登録いただいたパソコンや携帯電話へ岸和田市よりメール配信するサービスです。右の QR コードから携帯用の登録ができます。



#### 【安まちメールの登録】

安まちメールは、ひったくり、路上強盗、子供や女性に対する被害情報、特殊詐欺等情報、公開手配情報、重大事件発生情報、犯罪等注意報を、警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービスです。右の QR コードから登録ができます。



## （2）家庭・地域・関係機関との連携

- ・連携体制づくりについては、学校協議会や市民協議会等で学校安全の観点を取り組みに入れた学校運営について話し合ったり、地域ぐるみの交通安全・防犯・防災の取り組みについて協議・共有したりするなど、地域の関係者との意見交換や情報共有を日常的に行う。
- ・事故等を未然に防ぐため、保護者（PTA）や地域住民、見守りボランティア、警察、教育委員会等と連携し、不審者情報等についての迅速な情報共有や見守り活動の充実、「子ども 110 番の家」の協力など、一体となった体制づくりを推進する。
- ・緊急引き渡し体制について事前に学校における安全確保対策や引き渡し方法、引き渡し場所などを保護者や地域のボランティア団体等に周知しておく。

④危機発生時の事態の重大性に応じたランクに対応した下校措置

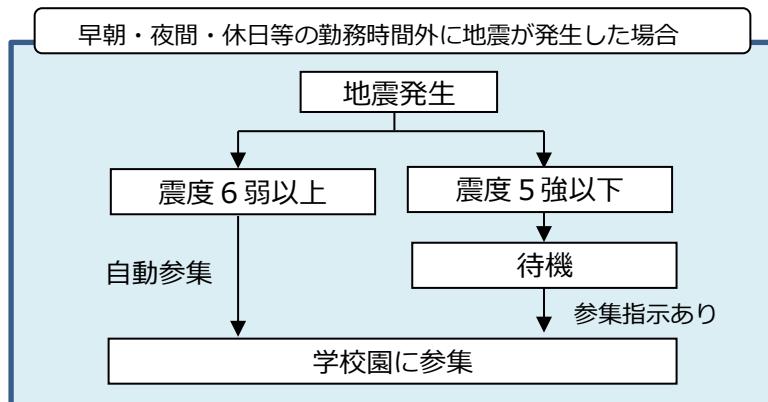
下校措置について		
分類	想定される事態	対処方法
ランク A	・不審者の徘徊や災害等で状況の悪化が予測される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後の活動を中止し、同じ学年で時刻をそろえて学年を基本とした一斉下校を行う</li> <li>警察に連絡し、校門付近の警備や校区パトロールの依頼をする</li> <li>教職員は各コースに別れて校区巡回する</li> <li>学童児童（チビッコ）の児童は通常通りに保育へ行く</li> </ul>
ランク B	・不審者の徘徊や災害等で状況の悪化が予測される場合・大規模な災害等で、一斉下校でも児童生徒等の安全確保が困難と判断した場合又は警察等からの指導で下校を止められた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の安全を確保しながら、教室で待機するか、体育館や運動場に避難する（学校は避難場所に指定されている）</li> <li>メールや町内放送で校内の状況や処置について知らせる町内放送が使えない場合は、職員がハンドマイク等を持って連絡して歩く</li> <li>緊急時引き渡し体制を実施し、緊急時引き渡しカードに記載されている関係者に面確認の上で引き渡す</li> <li>*下校の仕方や帰宅後の注意点については、プリントや一斉メールでお知らせする</li> </ul>
ランク C	・校区内や近隣で凶悪犯が出没、潜伏、徘徊の情報を得た場合、特別警報や暴風警報等の発令時、地震等により、通学時に児童生徒等の安全確保が必要と判断した場合。	授業時間の繰上げ又は繰下げ (学校園待機・保護者への引き渡し・関係機関の協力依頼 等)

※保護者が自宅に不在の場合等には、学校園で一時的に保護するなど、児童生徒等の安全確保に留意する。

⑤事態の重大性に応じた、課外時間外の職員動員体制

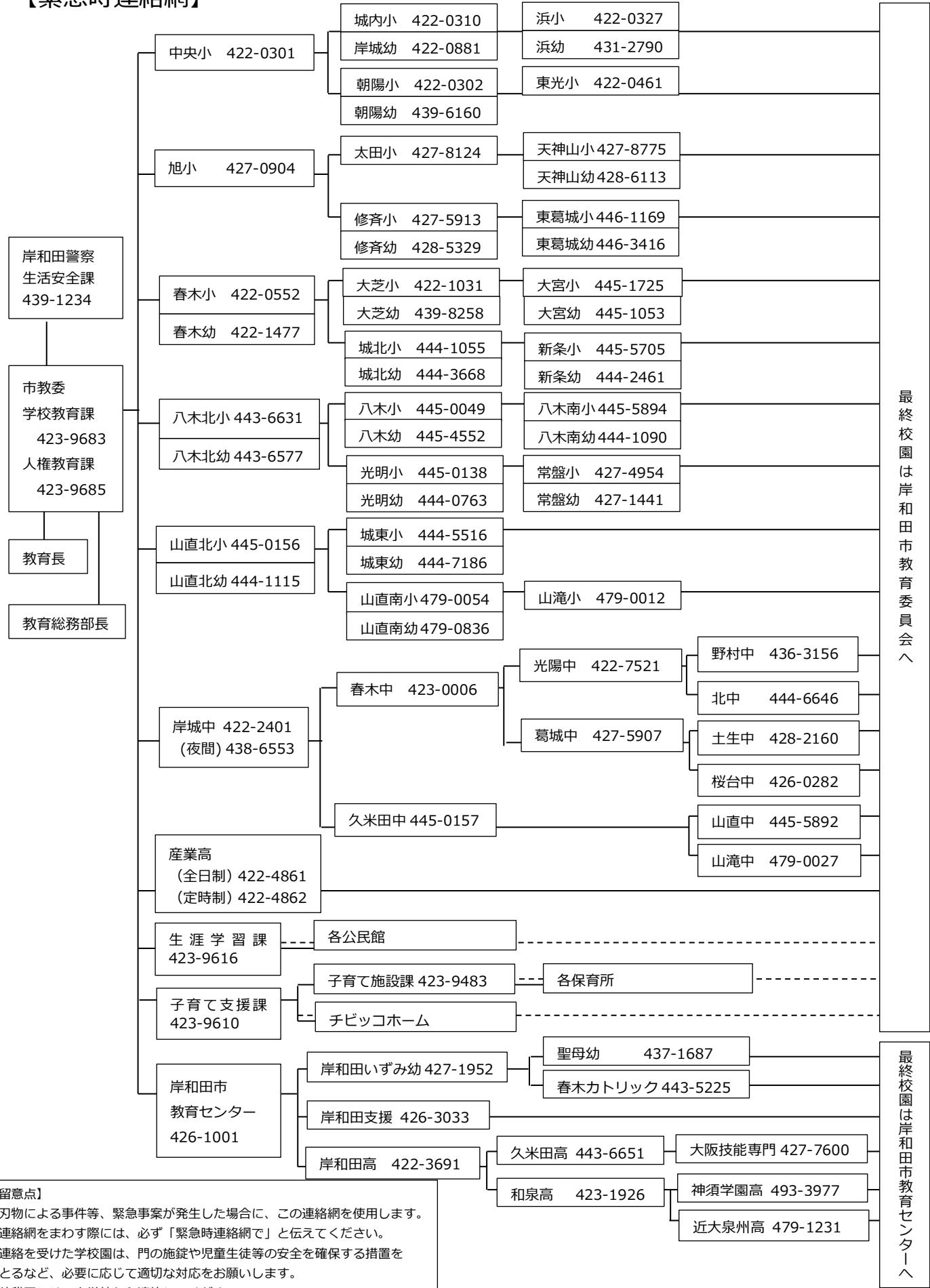
災害応急対策に伴う職員動員体制について			
分類	配備体制要件	参考職員数	職員
警戒態勢	災害のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき (例:震度4、気象警報等)	市教委の指示があった場合(管理職)	校園長・教頭
A号体制	小規模の災害が発生したとき (例:震度4、津波警報、気象警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (職員の4分の1)	校長・教頭・首席・学年主任等
B号体制	中規模の災害が発生したとき (例:震度5弱以上、津波警報、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (職員の2分の1)	校長・教頭・首席・学年主任・養護教諭・担任・防災担当等
C号体制	大規模な災害が発生したとき (例:震度6弱以上、大津波警報、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (全職員)	全職員

※1 震度6弱以上の地震が、早朝・夜間・休日等の勤務時間外に発生した場合は、自宅や家族の安全を確認したうえで、参考の連絡がなくても所属校に参考するなど、各学校園において事前の体制整備に努める。



※ 参集後は、児童の安否確認（P.34）や避難所協力及び学校再開のための準備（P.38）等にあたる。

## 【緊急時連絡網】



## 2 点検

### 学校保健安全法施行規則第 28 条

「毎学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。  
必要があるときは、臨時に安全点検を行うものとする」

#### (1) 危険箇所の抽出

- ・過去に校内で怪我をした場所やヒヤリハットを経験した場所、声掛け事案が発生した箇所、大雨で水路が氾濫した箇所等について、教職員・児童・保護者・地域の関係者から情報を集めたり、保健室のデータを分析したりして、重点的に対策を講じる箇所を絞り込んでいく。
- ・下記の点検の視点等を参考にして、学校施設内及び通学環境内における、事故等と結びつく環境条件を見出すなど、定期的・臨時の・日常的な点検を行う。
- ・非構造部材の異常の早期発見のため、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を活用し、継続的な点検を実施する。
- ・「学校における安全点検要領」等を参照した取り組みを進める。

#### 【施設・設備等の点検観点】

防犯の視点	交通安全の視点（通学路）	防災の視点	校内事故防止の視点
<ul style="list-style-type: none"><li>□不審者侵入防止用の設備</li><li>□警報装置・監視システム、通報機器等の作動</li><li>□避難経路の複数確保</li><li>□出入口の施錠状態</li><li>□通学路にある犯罪発生条件（死角・外灯の有無など）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>□歩道や路側帯の整備状態</li><li>□車との側方間隔</li><li>□車の走行スピード</li><li>□右左折車両のある交差点</li><li>□見通しの悪い交差点</li><li>□側道施設の出入口</li><li>□渋滞車両・駐車車両の存在</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>□天井材・外壁等の非構造部材の落下防止</li><li>□書棚・家具等の壁・床への固定</li><li>□警報装置や情報機器等の作動</li><li>□避難経路・避難場所</li><li>□通学路にある災害発生条件（土砂災害・洪水など）</li><li>□遊具等の劣化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>□天井材・外壁等の非構造部材の落下防止</li><li>□体育館の床板等の建材・遊具等の劣化</li><li>□窓・バルコニーの手すり等の点検</li><li>□防火シャッター等の点検</li></ul>

【参考】『学校における転落事故防止のために』（文部科学省 平成 20 年 8 月）

『学校における固定遊具による事故防止対策』調査研究報告書（日本スポーツ振興センター 平成 24 年 3 月）

『学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック』（文部科学省 平成 27 年 3 月改訂版）

#### (2) 危険箇所の分析

- ・関係者と合同点検を実施するなど、複数の目で危険箇所を視察し分析する。
- ・校園内・通学路上の危険箇所において、児童がどのように振る舞っているのか観察し、改善すべき環境条件と指導上の課題を見出す。

#### (3) 危険箇所の管理と組織体制

- ・危険箇所については、児童への指導や見守り活動により具体的な対策を立てる。
- ・物理的な環境の改善策には、予算を伴うものが多いので、教育委員会や生活指導部会会議、学校協議会、市民協議会等において協議するなど、関係機関と連携して組織的に推進する。

#### (4) 事故等情報の共有

- ・学校の事故等に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付オンライン請求システム」から、自校で起きた過去の事例を閲覧することが可能であり、他校の死亡・障がい事例に関しては、一般公開されている「学校事故事例検索データベース」や「学校の管理下の災害」（毎年発行冊子）等から事例を収集することができる。先行事例と同様の事故等が発生しないよう、これまでの情報を収集するとともに、校内で発生した事故やヒヤリハット事例についても教職員間で共有し、重大事故が発生する前に対策を講じる。そのために、普段から小さな事案を見逃さず適切に対策を講じることが、重大事案を防止するうえで重要であることを全教職員と共有し対策にあたる。



市内小学校で生じた事故における被害児童の怪我の写真（学校・保護者より提供）。写真で残し共有することで、事故の重大性を理解しあい、二度と起こしてはならないという気持ちで対策にあたることができる。

【参考】『学校事故対応に関する指針』（文部科学省 令和 6 年 3 月）

### 3 避難訓練

- ・避難訓練は危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割の確認を行うとともに、児童が安全に避難できるよう実践的な態度と能力を養うことを目的とする。
- ・事前にどのような危険があるのか、何から避難するのか、各危険に対してどのような避難行動をとればよいか、どの時機で避難行動をとることが望ましいか、明確にしておく。
- ・学校環境や周辺の地形等の特性、岸和田市作成のハザードマップ等を基に、具体的に避難場所や避難経路を設定し、避難計画を立て危機管理マニュアルに位置付けておく。
- ・訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中や清掃中等、児童が分散している場合や教職員が近くにいない場合、放送設備が使用できない場合なども想定する。
- ・訓練時にはエピペン等預かっている薬類を職員が持ち出す。
- ・幼稚園児や怪我等により自力で避難できない児童、支援を必要とする児童が、安全に避難できるように避難方法や経路などを検証する。
- ・消防法第8条に基づき、防火管理者を定め消防計画を作成し、消火・通報及び避難の訓練を実施する。
- ・各地域の警察署・消防署等と連携し、訓練の充実を図り、専門家の評価により訓練の検証、危機管理マニュアルの点検・改善につなげる。

#### 【常盤小学校 避難訓練（地震）の実践例】

- 1、セコム 439-6677に避難訓練を行うことの連絡を入れる
- 2、消防署に連絡（通報訓練を行う場合）
- 3、【一次避難 放送指示】  
通常放送設備で放送する。  
※非常放送が運動場に入らないため、停電時は非常放送で放送する。  
「訓練です 訓練です  
(休み時間の時)…児童の皆さん、その場に止まって静かに聞いてください。  
『緊急時地震速報を受信したときの警報音を職員のスマホ等から音声を流し、通常放送のマイクに近づけて校内に放送する。』  
ただいま、地震が発生しました。頭を守り、低い姿勢を取りましょう。火を消し、教室のドアをあけましょう。外にいる児童は、壁から離れます。」

20秒経過

「揺れが収まりました。余震があるかもしれません。教室にいる人は椅子に座り、静かに待ちましょう。  
今の地震は、( )を震源にした、震度( )の地震です。  
また揺れてきました。机の下にもぐりましょう。」

### 【二次避難 放送指示】

※放送が聞こえないため、幼稚園、給食室、校務員へは個別に電話連絡をする。  
「揺れが収まりました。

先生の指示に従い、服や本などで頭を守りながら運動場に避難します。名前の順に並びます。「おさない。走らない。しゃべらない。もどらない。」  
を守ります。先生は、緊急用避難名簿を持ち出してください。（授業中の場合）並んだクラスから出発してください。運動場へ出たら走ります。」

※非常放送の時は、⑤「非常復旧」⑥「放送復旧」ボタンを押す

4、人員点呼 担任→学年主任→首席

\*避難にかかった時間を計る

5、担当者・校長による講評

6、避難終了後、セコムに終了の連絡を入れる

### 【常盤小学校 避難訓練（火災）の実践例】

1、セコム 439-6677に避難訓練を行うことの連絡を入れる

2、消防署に連絡（通報訓練を行う場合）

3、【一次避難 放送指示】

① 非常赤ボタン 押す

② 緊急一斉ボタン 押す 「ふ～ふ～」サイレンとアナウンスが入る

③（火事のボタンなので押す）「火事です。火事です。ふ～ふ～」

④ ハンドマイクを取り、横のボタンを押す → サイレンが消える

⑤「非常復旧」⑥「放送復旧」ボタンを押して通常放送で放送する。

※非常放送が運動場に入らないため。停電時は非常放送で放送する。

「訓練です 訓練です

児童の皆さん、その場に止まって静かに聞いてください。

（ ）で火事が発生しました。

火災現場の近くを通らないようにして、先生の指示に従い、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、運動場に避難しましょう。先生は、緊急用避難名簿を持ち出してください。

※非常放送の時は、⑤「非常復旧」⑥「放送復旧」ボタンを押す

※放送が聞こえないため、幼稚園、給食室、校務員へは個別に電話連絡をする。

4、人員点呼 担任→学年主任→首席

\*避難にかかった時間を計る

5、担当者、校長による講評

6、避難終了後、セコムに終了の連絡を入れる

## 4 教職員研修

- ・学校安全計画に教職員の研修を位置づけ、「事前」・「発生時」・「事後」の三段階の危機管理に対応した校内研修を行う。

### 【研修内容の例】

- 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
- 事故等発生時の対応訓練（被害児童及び保護者への対応を含む）
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- エピペン®の使用方法を含むアレルギーへの対応に関すること
- てんかんのある児童に対する座薬の使用に関すること
- 校内の事故統計や事故事例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した、安全な環境の整備に関すること
- 子どもに対する安全教育に関すること（交通安全・防犯教育・防災教育等）
- 子どもの心のケアに関すること
- 教職員研修資料（DVD）を活用した研修『子どもを事件・事故から守るためにできることは』（文部科学省）

### ● 2025年度教員研修予定

4月…配慮を要する児童についての共通理解

6月…AED、アレルギー、エピペン、心肺蘇生法に関する研修

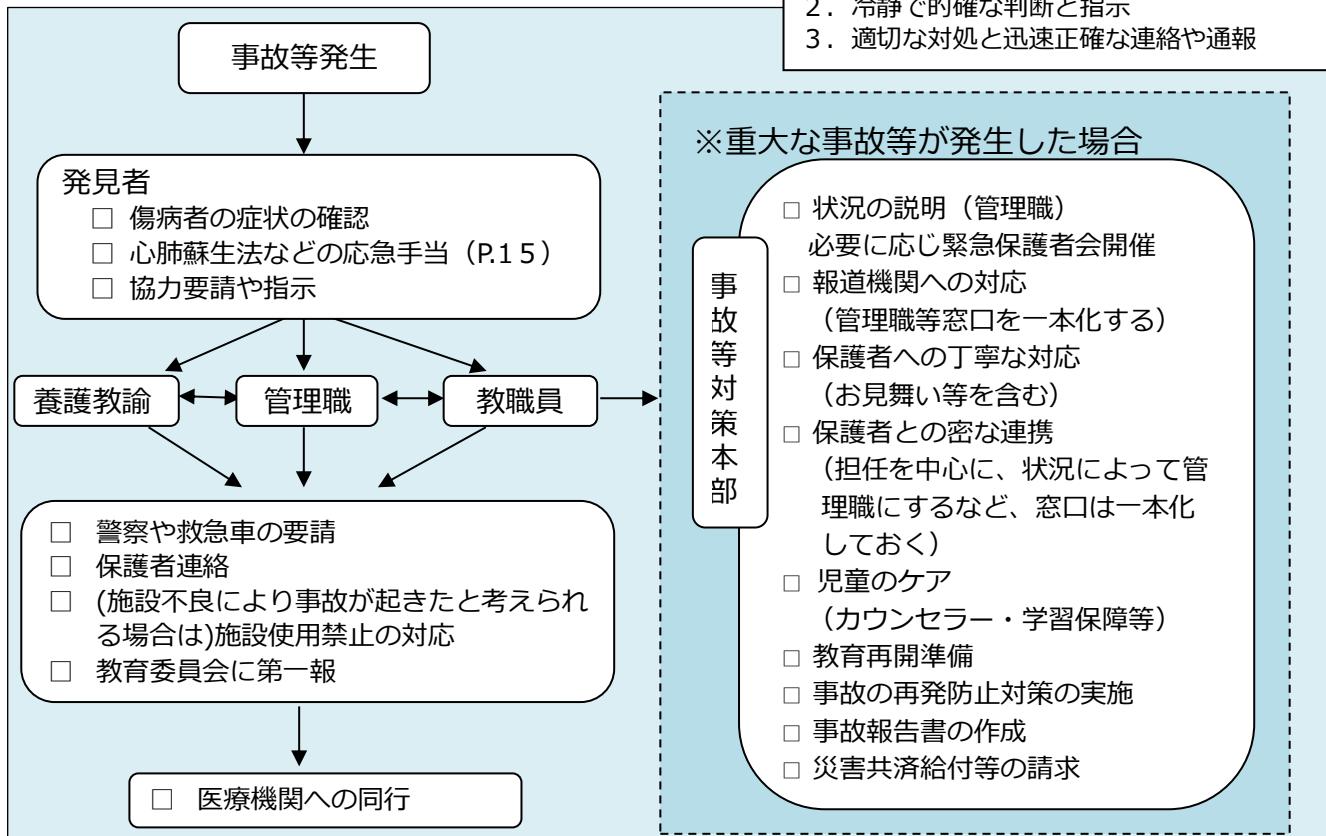
## 5 安全教育

- ・登下校中や休日など児童しかいない場合であっても、児童自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身に付けたり、自ら考えて判断したりする能力を育てる。（登校指導・下校訓練も実施）
- ・避難訓練等も含めた安全教育に関する内容を、学校安全計画に位置付け、教育活動全体を通じて系統的・体系的な安全教育を行う。
- ・『通学路安全マップ』の作成は、地域の防犯、防災、交通安全の視点を身に付け、危険な箇所や条件を客観的に認識する力を育成したり具体的な行動を考えさせたりする上で有効である。また、地域の歴史や自然環境を学ぶための活動と関連させることにより、児童が地域を様々な観点から理解することにも役立つ。安全教育の観点はもとより、教科等の目標と関連付けた地域学習の一環として位置づけるなどの工夫も考える。

# 第3章 個別の危機管理（命を守る）

## 1 事故等発生時の対応の基本

### （1）事故等発生時の対処・救急及び緊急連絡体制



### （2）応急手当を実施する際の留意点

- ・事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動する必要がある。
- ・生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも被害児童の救命処置を優先させ迅速に対応するなど適切に判断する。
- ・教職員は事故等の状況に動搖せず、周囲の児童の不安を軽減するよう努める。
- ・応急手当を優先しつつも、事故等の状況や対応、結果について適宜メモを残しておく。また、病院搬送後の治療を迅速に行うためにも、事故が起きた場所を写真に撮っておくことが有効である。
- ・病院搬送の場合は、可能な限り事故の詳細を把握している職員や管理職が同行するようにする。また医療機関においては、可能な範囲で医者の診断を聞いておくことも、事後にまとめる報告書を作成するときに有効である。

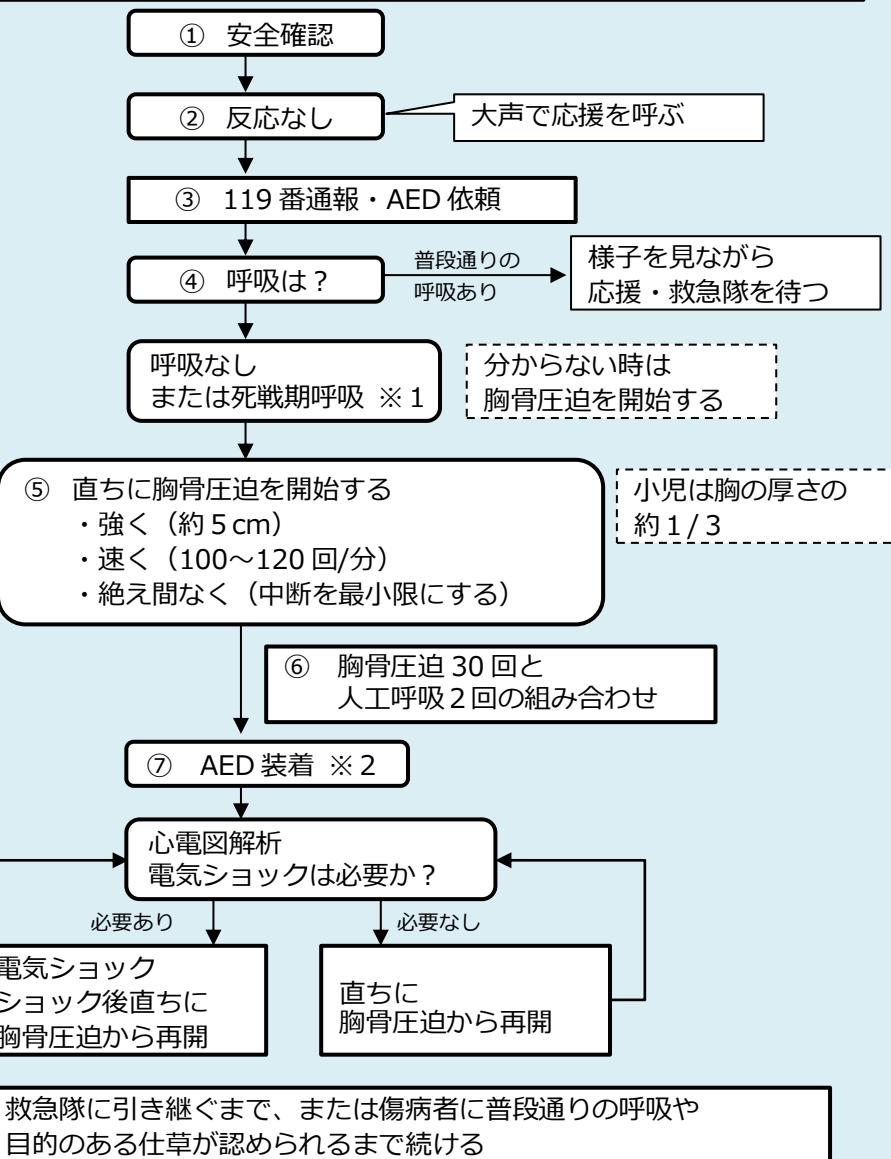
### （3）被害児童の保護者への連絡の留意点

- ・当該保護者に対し、事故等の発生（第一報）を可能な限り早く連絡する。
- ・事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理したうえで連絡する。
- ・被害の詳細、搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第二報を行うとともに、正確かつ迅速な連絡に努める。
- ・事故の説明や検証に向けて、必要に応じて状況が分かる写真等を撮っておくことが有効である。
- ・事故等発生の時間により、被害児童の兄弟児と一緒に帰宅させる必要があるかどうか等、様々な配慮ができるように冷静に対応

#### (4) 登下校時及び校外活動時における事故等発生時の留意点

- ・登下校時や学校外での学習時など、教職員体制が通常と異なる場合の事故対応や連絡体制を整備しておく。事故等発生時には、発生場所へ向かい、児童の安否を確認する。
- ・校外での活動を行う際は、事前に活動場所の状況や気象状況等を十分に把握しておく。
- ・修学旅行等におけるグループ活動時や教職員から離れて活動する場合等は、児童から教職員への報告体制および保護者等への緊急連絡体制を整備しておく。
- ・マラソン大会や運動会など、A E D 使用の可能性がある場合、事前に設置箇所を確認したり、持参したりするなどの対応をとる。

#### 一次救命処置の手順について



## 2 様々な事故への対応

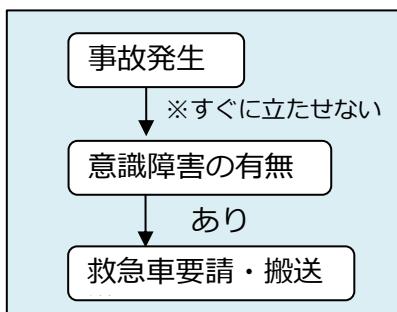
### (1) 頭頸部外傷への対応

コンタクトスポーツ（ラグビー、柔道、サッカー等）や回転運動等を伴う競技を行う場合、転倒や投げ技により、地面や畠に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることにより、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。

#### 【1】頭頸部外傷の予防のために

頭頸部外傷事故は男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。部活動においては競技経験の浅い初心者に事故が起こりやすい。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことが重要である。無理な練習や施設設備の不備等がないように注意する。

#### 【2】頭頸部外傷事故発生後の対応について



##### <留意点>

- ・脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐこと。
- ・頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。
- ・頸髄や頸椎の損傷が疑われる場合、動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらう。

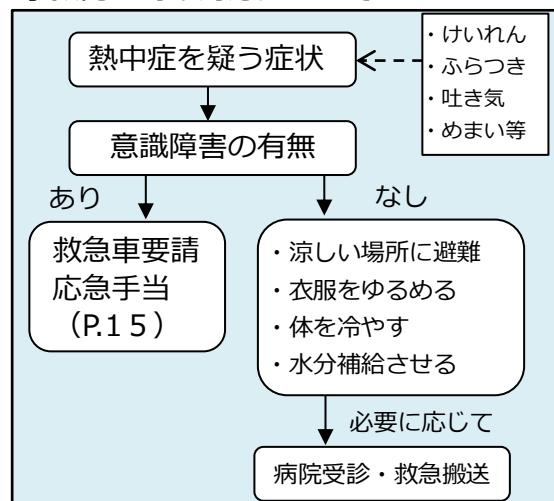
### (2) 热中症への対応

学校管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動時である。それほど高い気温（25～30℃）でも温度が高い場合に発生することがあるので注意する。

#### 【1】熱中症予防のために

- ・環境温湿度またはWBGT（湿球黒球温度）等を測定し、『熱中症予防運動指針』（（公財）日本スポーツ協会）等を参考に運動を行う。
- ・水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましい。
- ・運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させない。
- ・梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので、暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。

#### 【2】事故発生時の対応について



★「熱中症警戒アラート」・「熱中症特別警戒アラート」情報を入手することで、翌日の行事等の実施可否・内容変更等に関する判断や、冷却等の備えの参考とする。

★保護者や地域の方に「熱中症警戒アラート」・「熱中症特別警戒アラート」を活用して行事等が変更になる旨をあらかじめ学校だより等で周知しておく。

##### 【参考】

- ・『学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究』－体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点－調査研究報告書（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・『熱中症を予防しよう』（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』（令和6年4月追補版）（環境省・文部科学省）

### (3) 食物アレルギーへの対応

- 既往歴のある児童のみが発症するとは限らず、学校給食等で初めて食したものに反応する事例もある。
- アレルギー疾患の児童の在籍状況に関わらず、アレルギー疾患（食物アレルギーやアナフィラキシー）について正しく理解するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、各学校園の危機管理マニュアルを全教職員が把握し習熟するよう啓発する。
- アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められる。
- エピペン<sup>®</sup>の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施しておく必要がある。

#### 【1】アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- 配慮や管理が必要な児童を把握するため、対象となる児童の保護者からの申請書や、医師の診断に基づく『岸和田市学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』の提出を必須とする。また、それに基づく個別の対応方針を教職員全員で情報共有して対応にあたる。
- 学校給食における食物アレルギー対応は、『学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン』（岸和田市教育委員会 令和5年11月改訂）に基づき、市内統一した対応とする。
- 校長は食物アレルギー対応委員会を設置し、児童の食物アレルギーに関する情報を集約するなど組織的に対応する。

#### 【2】日常の取組と事故予防

##### ・学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組

「給食」や「食物・食材を扱う授業・活動」、「運動」、「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活管理指導表における『学校生活上の留意点』に基づく取組を行う。

##### ・給食時間における配慮（教室での対応）

日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意が必要であり、給食時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決めておく（P.17）。

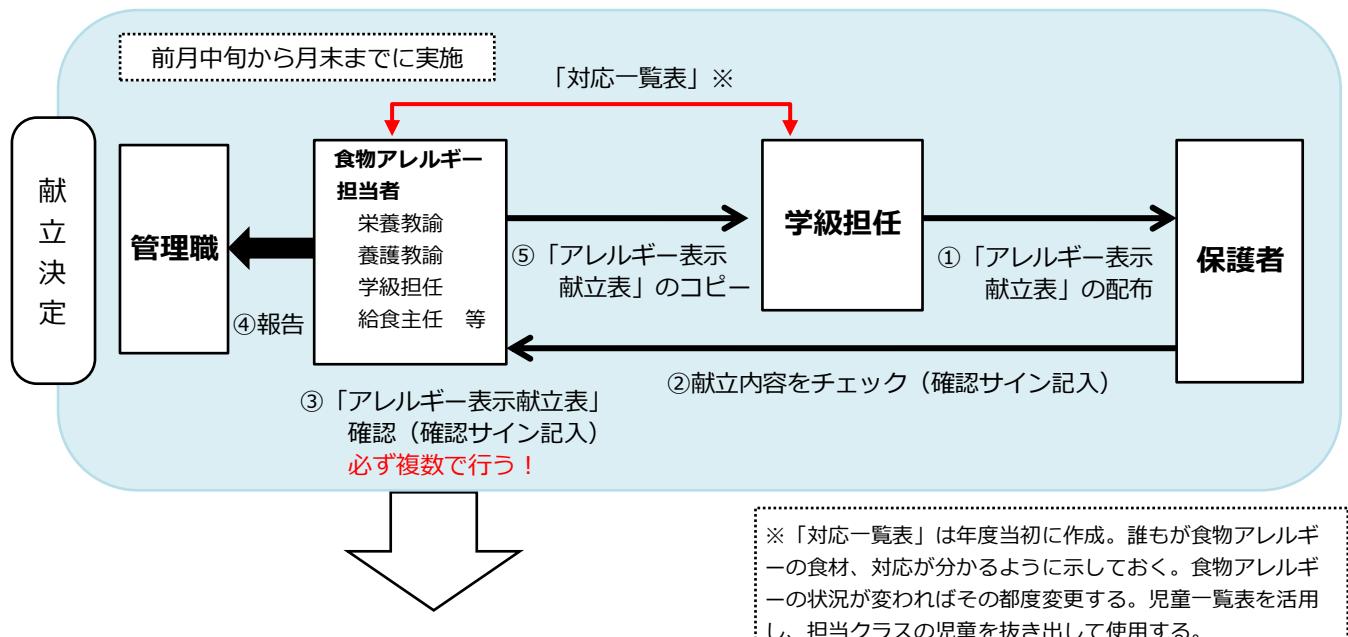
- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 献立内容の確認   | <input type="checkbox"/> おかわり等を含む喫食時の注意     |
| <input type="checkbox"/> 給食当番の役割確認 | <input type="checkbox"/> 片づけ時の注意            |
| <input type="checkbox"/> 配膳時の注意    | <input type="checkbox"/> その他交流給食などの注意 等について |

##### ・食物アレルギーに関する指導

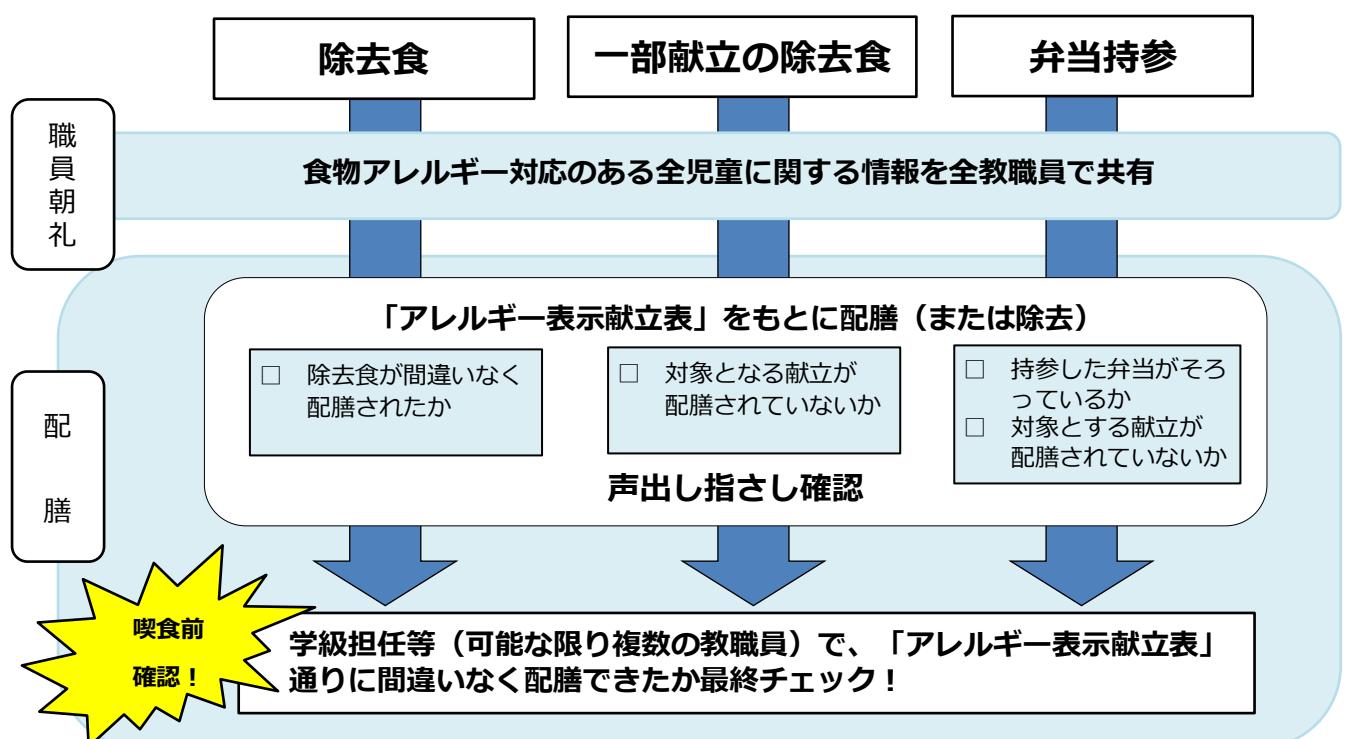
- 食物アレルギーを有する児童が、自分の病気や治療（除去、誤食時の対応）を知ることはもちろん、他の児童にも理解や協力が得られるように配慮する。
- 当該児童の保護者の意向やプライバシーに十分配慮しながら、発達段階に応じて、他の児童にも食物アレルギーについて理解させる指導を行う。
- 当該児童が、食品表示（学校給食献立表の成分表などを含む）を読み取る指導等を学校や家庭においても行い、自己管理能力を育成するとともに、体調に異常を感じた時に、状況に応じて適切に対処する力を育む。
- なお、食物アレルギーを有する児童を指導する際には、当該児童および保護者の気持ちに寄り添うことが重要である。

# 食物アレルギー対応チェック方法

(岸和田市教育委員会 平成30年2月通知) 【小中学校版】



## 【食物アレルギー対応 実施日の流れ】



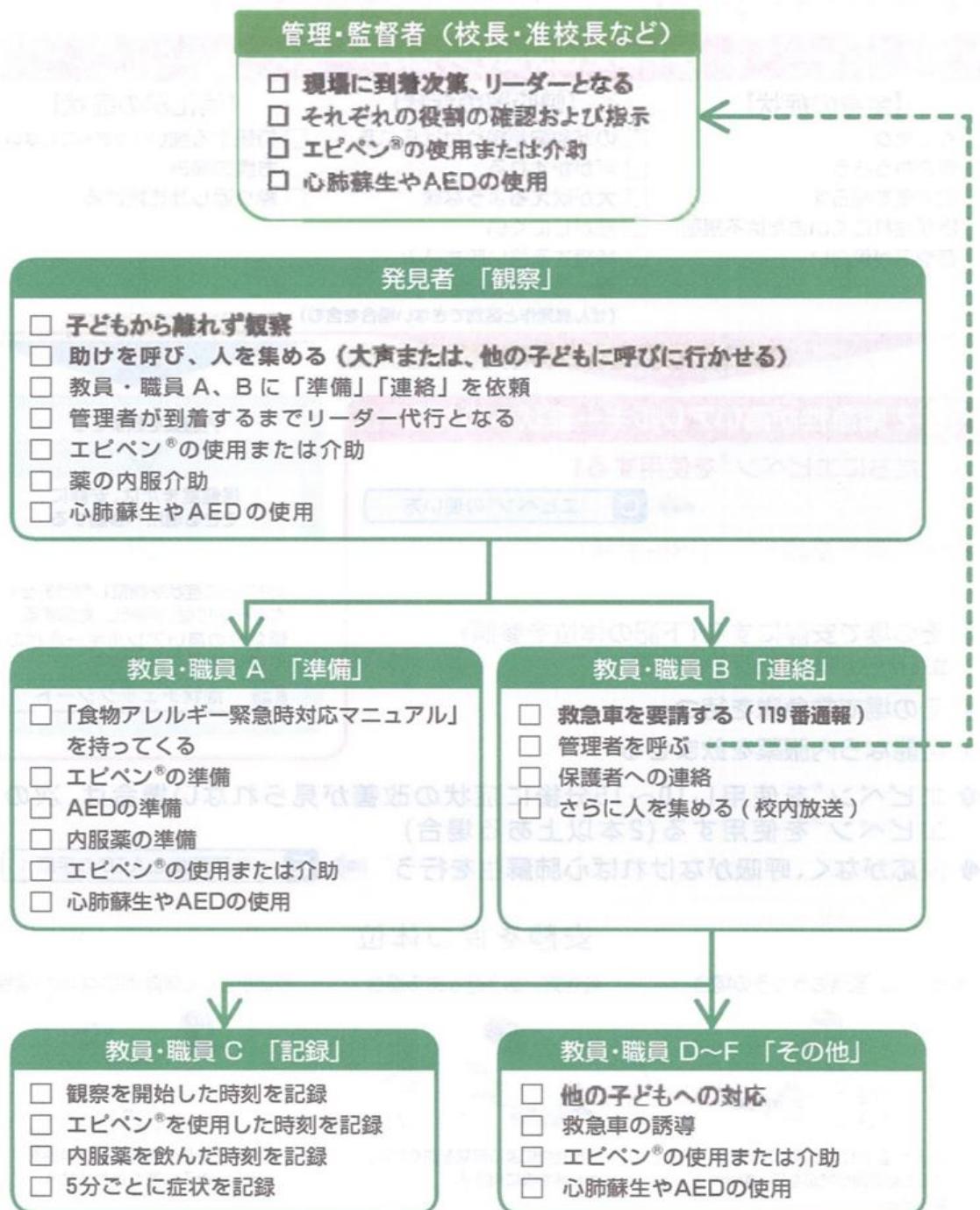
- 喫食**
- 当該児童が誤っておかわりをしないように確認する。
  - 当該児童が他の児童の給食をもらうなどのやりとりをしないように確認する。
  - 給食中から当該児童の様子を観察し、症状の早期発見に努める。
- 栄養教諭等は状況に応じて教室を巡回するなど、当該児童の食べている様子を確認
- 返却**
- 食器返却時にも当該児童が除去した食材に触れることがないように注意する。

## 【アレルギー症状への緊急時の役割分担】

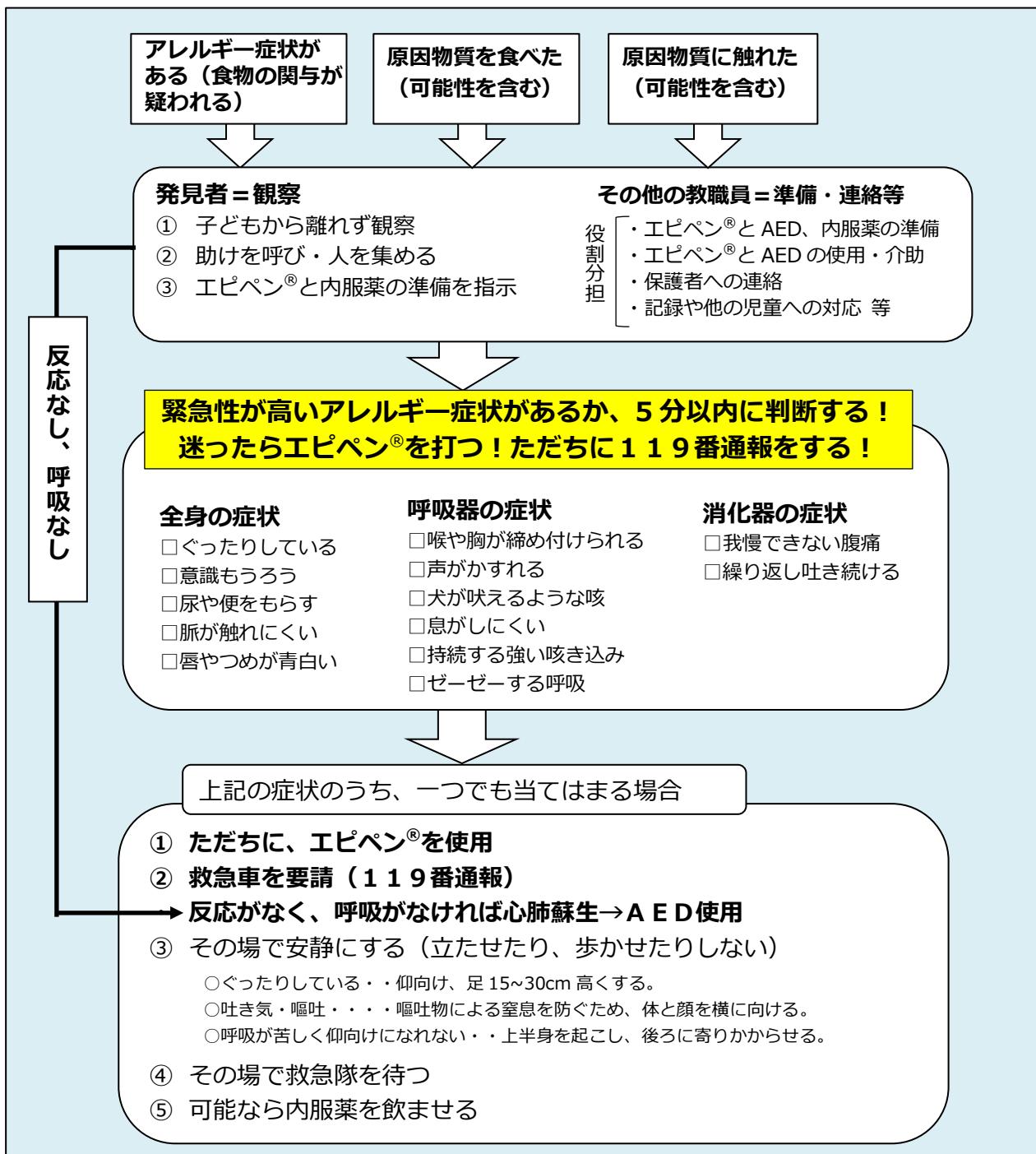
A

### 施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



## 【アレルギー症状への緊急時の対応手順】



### 【他の留意点】

- ・観察の開始時刻やエピペン®の使用時刻、5分毎の症状や内服薬を飲んだ時刻を記録しておく。
- ・学校で症状が回復した場合でも、数時間後に再度、症状が出る場合があるので、保護者に迎えに来てもらう。状況を説明したうえで、医療機関の受診を勧める。
- ・緊急性が低い場合は、内服薬を飲ませ、保健室または安静にできる場所に移動させる。5分ごとの症状を注意深く経過観察し、症状に応じて速やかに医療機関を受診したり、救急車を要請したりする。

【参考】『学校における食物アレルギー対応ガイドライン』(大阪府教育委員会 平成29年2月)

『学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン』(岸和田市教育委員会 平成30年11月改訂)

『岸和田市学校給食の食物アレルギー対応に関する教育委員会の方針』(岸和田市教育委員会 平成30年2月)

# C

# エピペン®の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

## ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け  
エピペン®を取り出す

## ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを  
下に向け、利き手で持つ

"グー"で握る!

## ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

## ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端  
(オレンジ色の部分)を軽くあて、  
"カチッ"と音がするまで強く押し  
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない!  
押しつけたまま5つ数える!

## ⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレ  
ンジ色のニードルカバーが伸び  
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

## ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、  
マッサージする

## 介助者がいる場合



介助者は、子どもの太ももの付け根と膝を  
しっかりと抑え、動かないように固定する

## 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ  
真ん中(A)よりやや外側に注射する

### 仰向けの場合



### 座位の場合



※安心感を与えるために子どもの顔を見て声かけする  
など、子どもの顔を見ることのできる位置から打つことが望ましい。

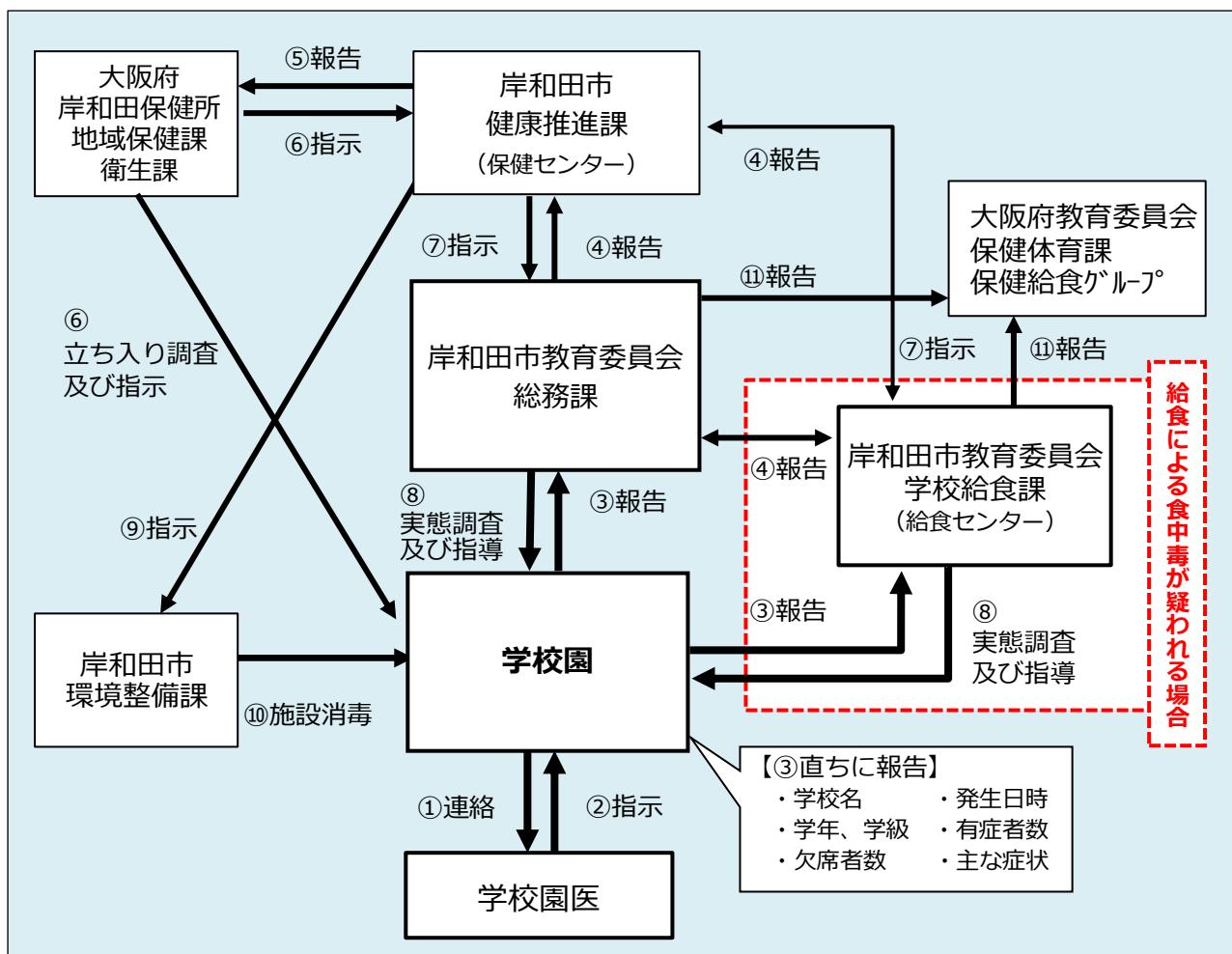
※巻末にエピペンガイドブックより参考資料添付

※エビデンスのご使用については、必ず主治医の先生の指示にしたがってください。



Mylan is a Viatris group company

## 【食中毒および感染症等発生時の連絡体制】



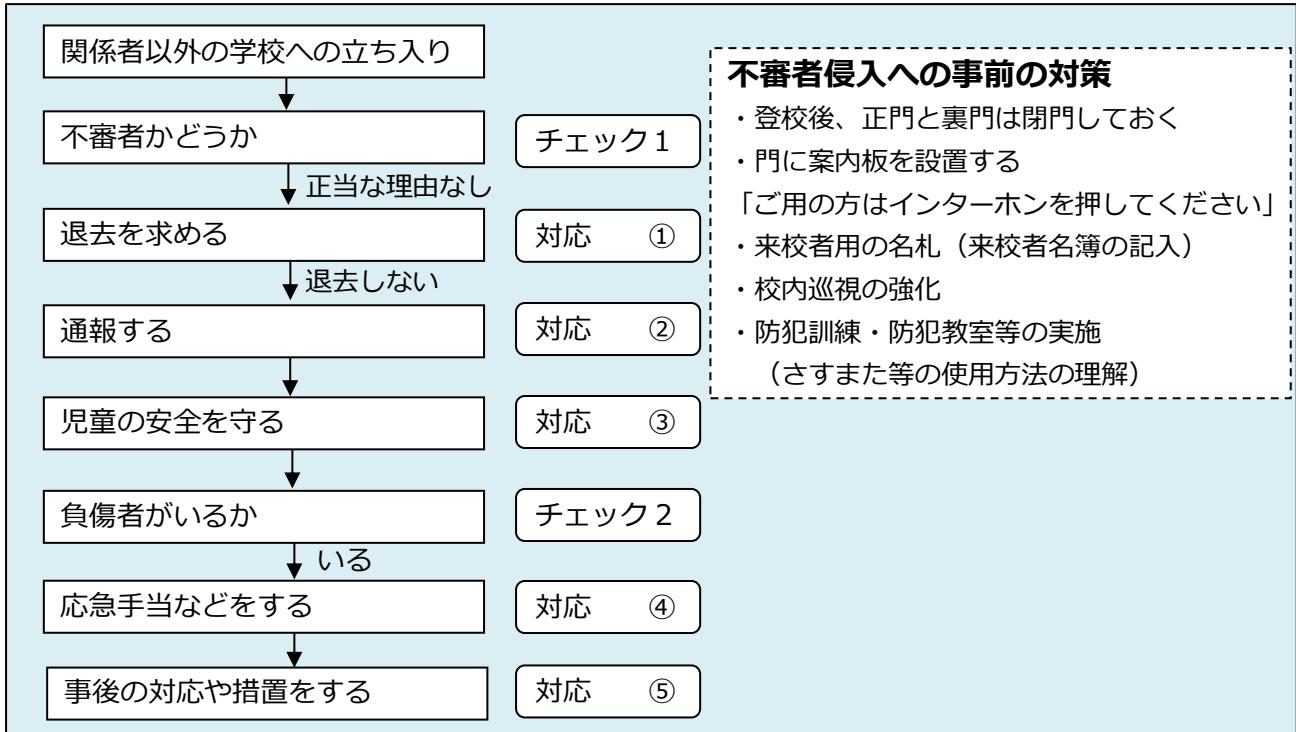
## 【食中毒および感染症等の発生時または疑われる場合】

各学校園においては、感染拡大の防止に努めるため、早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（総務課）に報告し、連携して対応にあたる。

## 【学校給食による食中毒等が疑われる場合】

早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（学校給食課）に報告し、連携して対応にあたる。

### 3 不審者侵入への対応



#### チェック 1 不審者かどうかを見分ける

- (1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。
- 来校者用の名札をしているか（事前に来校者には名札等を付けるように周知している）。
  - 不自然な場所への立ち入りや、不自然な言動、暴力的な態度は見られないか。
  - 凶器や不審物をもっていないか。
- (2) 声を掛けて、用件をたずねる。
- 教職員に用事がある場合は、氏名・学年・教科等の担当が答えられるか。
  - 保護者なら、児童の学年・組・氏名が答えられるか。

#### 対応① 退去を求める（正当な理由がない場合）

- (1) 他の教職員に連絡して協力を求める。
- 複数人での対応を基本とする。
  - 自身の安全のため適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つ。
- (2) 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。
- 対応する際は、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ。
  - 毅然とした態度で対応し、不審者には背を向けないようにする。
  - できる限り、児童がいる場所に向かわせないようにする。
- (3) 退去に応じない場合には、不審者とみなし「110番」通報する。
- 退去に応じない場合は、児童に危害を加える可能性があると考える。
- (4) 退去後も再び侵入しないか見届ける。
- 門や入口は必ず閉めて施錠しておく。
  - 警察や教育委員会に連絡し、校区内のパトロールの強化や近隣の学校園等に情報提供を行う。

## 対応② 通報する

- (1) 校園内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求める「110番」通報、教育委員会へ緊急連絡する。
- ・不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合は、サイレンを鳴らさずパトカーに来てもらうことも検討する。
- (2) 校内に立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。
- ・児童から遠い位置にある部屋に案内する（別室に隔離する場合は教職員の安全を最優先する）。
  - ・隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応③に移る。
  - ・複数の教職員で案内する（1対1にならない）。その際、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにする。
  - ・別室では、不審者を先に部屋の奥へ案内し教職員は身を守るために入口近くに位置する。
  - ・教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は解放しておく。
- (3) 所持品に注意して警察の到着を待つ。
- ・凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
  - ・警察官を案内する教職員を決めておく。
- (4) 児童を避難させるかどうかを判断する。
- ・児童を避難させると教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断する必要がある。避難させる場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童の安全を守る。
  - ・避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言で放送を流す。

### <全教職員に至急周知の文言>

※ホームページ上は、防犯対策のため略

### <安全が確認されたら>

「安全が確認されました。児童の皆さんには、近くの先生の指示に従って、運動場（体育館）に避難してください。階段・廊下は混雑しますが、落ち着いて行動してください。」

## 対応③ 児童の安全を守る

- (1) 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

- ・児童に危害が及ぶおそれのある事態では、児童の生命を守るため極めて迅速な対応が必要である。不審者の確保は警察に任せるべきであり、教職員は警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先する。
- ・2-3人の教職員では刃物を持った不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難である。応援に駆け付ける場合は、できるだけ多くの教職員が防御に役立つ物を持って取り囲む。
- ・児童から注意をそらせ、不審者を児童に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ。

#### ●防御に役立つもの

- |         |      |
|---------|------|
| ・さすまた   | ・消火器 |
| ・机・椅子   | ・傘   |
| ・長いものさし |      |

- (2) 避難の誘導をする。

- ・教室等への侵入の緊急性が低い場合や避難のために移動することで不審者と遭遇する恐れがある場合は、教室等で待機させる。
- ・教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくても、児童が避難できるよう不審者対応訓練などを実施しておく。

- (3) 教職員対象の研修会を実施する  
・2年に一度、警察署と連携した不審者対応訓練の実施を行い、対応について研修を受ける。

### チェック2 負傷者がいるか

- 負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。
- 逃げ遅れた児童の有無を把握する。
- 全ての児童と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者なし」という判断をしない。

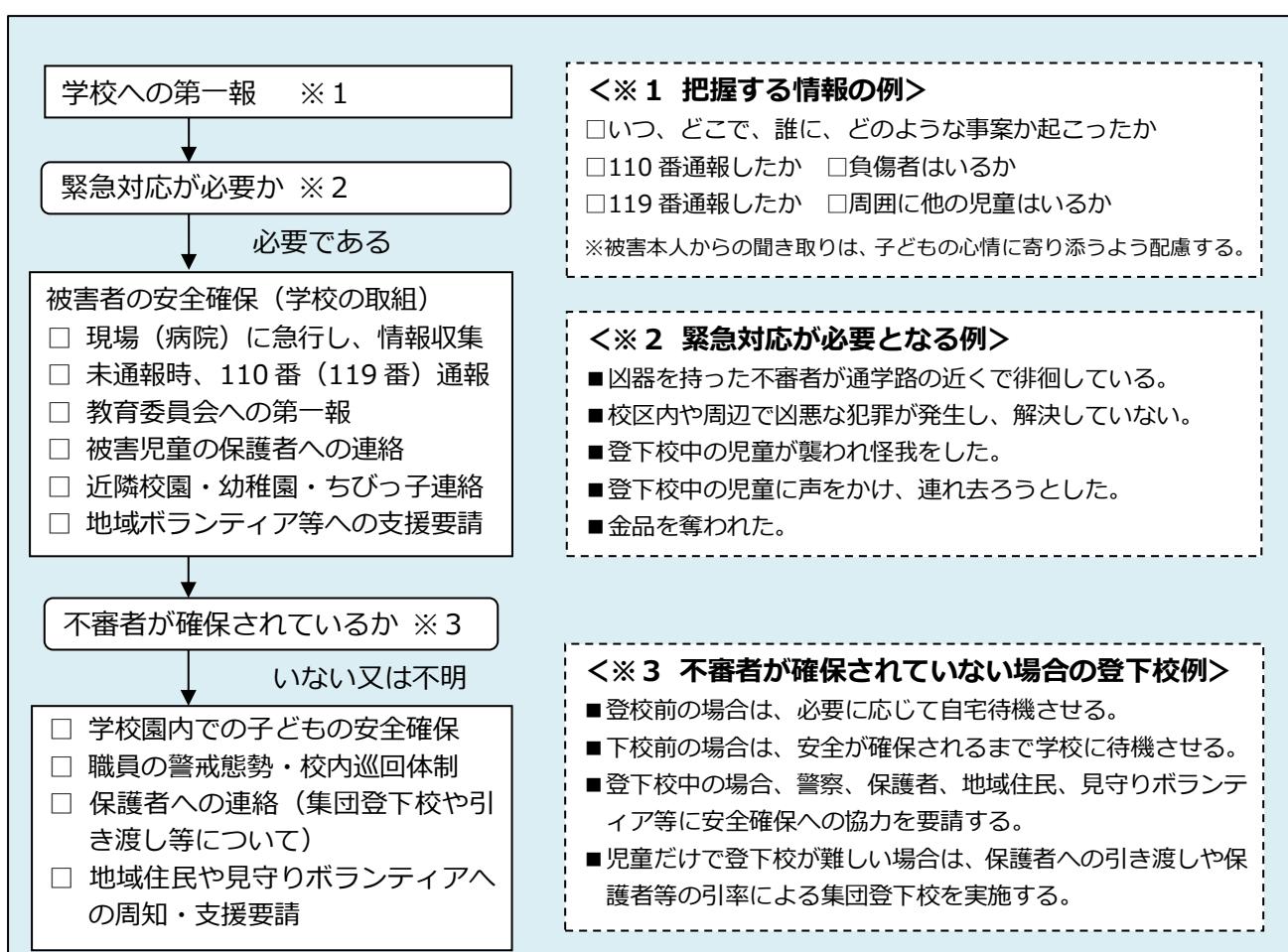
### 対応④ 応急手当などをする

- ・一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

### 対応⑤ 事後の対応や措置をする

- ・不審者の暴力行為等により、児童や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となる。
- ・暴力行為等を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童には、心のケアを行う（P.32 参照）。

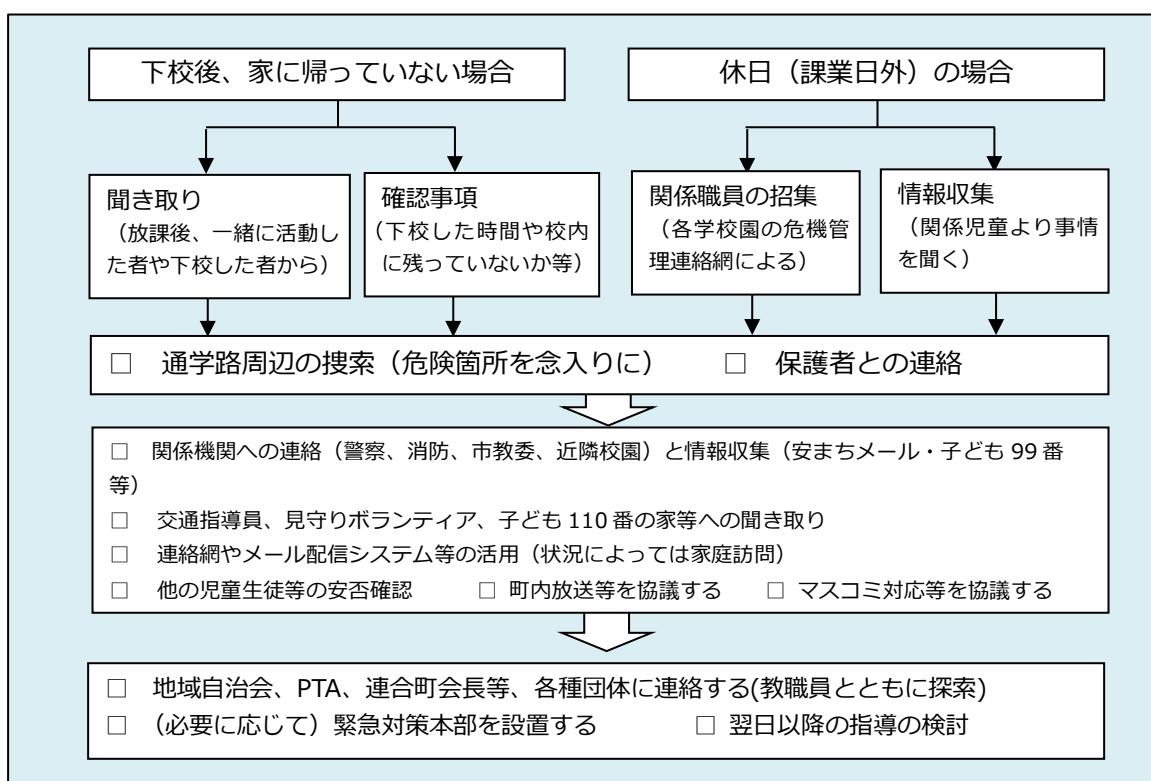
## 4 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応



### 行方不明者の対応について

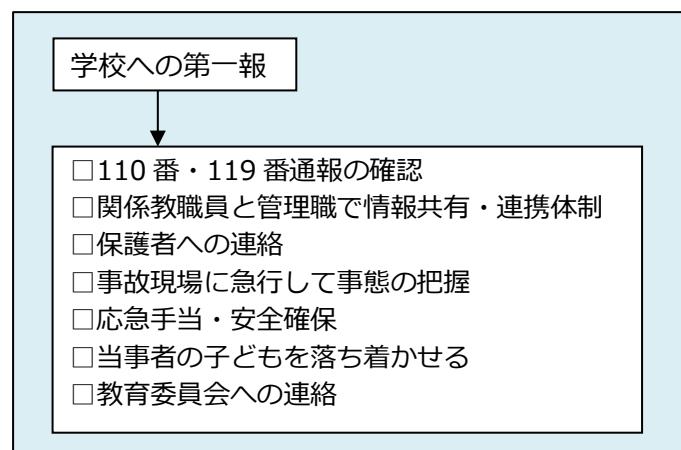
情報を受けた者から、校園長へ速やかに連絡を行う。

その後は、校園長の指揮のもと行動する。



# 5 交通事故への対応

## 【交通事故発生後の初期対応】



## 【重大かつ深刻な交通事故の場合】

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策や再発防止策、他の児童への指導などを検討する。また、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講ずる。

## 【当事者となった児童生徒等への対応】

事故当事者にはとるべき対応（警察等への通報や加害者の責任）がある。発達段階等により自らの力で適切に対応できない場合があるので、事故後に児童がとった行動を確認し、対応が不十分の場合は保護者と連携のうえ、必要な支援・指導を行う。

## 【心のケアについて】

次のような場面を経験した場合には、事故当事者以外の児童も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるので、適切なケアが求められる（p.39 参照）。

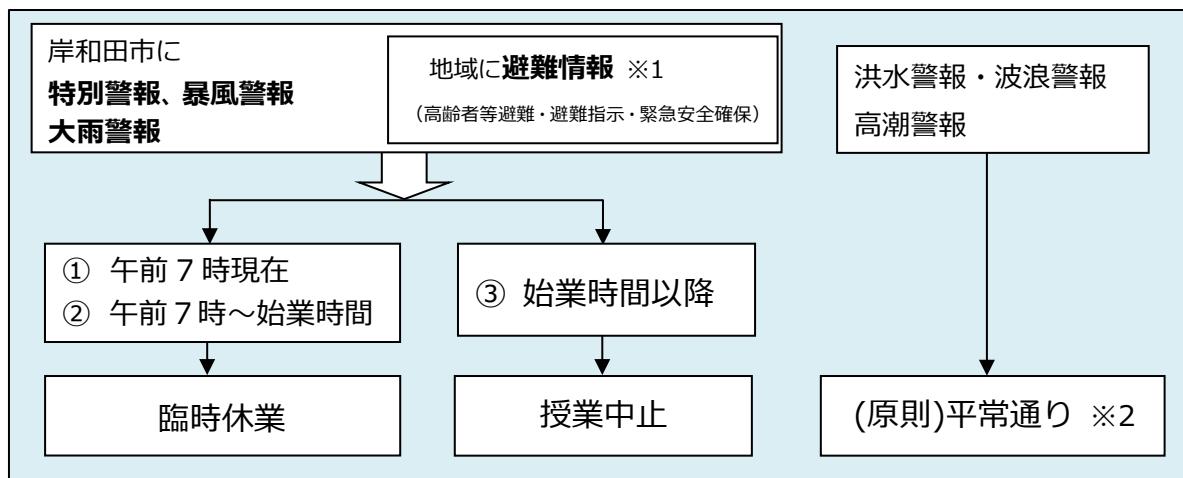
- 家族や友人が死亡重傷事故に遭うのを目撃したりした。
- 児童が加害者となり、他者に大けがを負わせた。
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ。

## 【交通事故防止のための事前の対策】

- ・月初めの登校指導まで児童の登下校時の行動を観察することや、定期的に通学路の点検を行い、危険箇所を抽出し、課題等を除去していく取組みを推進する。
- ・児童が発達の段階に応じて、事故を起こした時の対応の仕方や加害者の責任について理解するよう指導しておく。また、交通安全教室を通じて、日頃から交通ルールを遵守した行動や危険予測・危険回避ができるよう指導しておく。
- ・自転車保険の加入義務化（「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」平成28年7月）については、保護者にも周知しておく。

## 6 気象災害への対応

### 【気象警報等発令時の学校園対応】(岸和田市教育委員会 令和6年4月改訂)



※ 1 地域に避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）が出ている又は出された場合、当該学校園は特別警報または暴風警報発令時と同様の対応をとる。避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。

※ 2 児童の安全上、問題が生じるおそれ等があると学校長が判断した場合は、臨時休業（市教委に事前連絡）、授業（保育）時間の繰上げ・繰下げ等の措置を講じる。

### 【気象災害への対応上の留意点】

- ・気象情報や河川情報、各自治体の避難に関する情報に留意し、できるだけ早期に対応を検討する。
- ・学校の対応や措置等について、保護者等へメール配信や電話等で連絡する。停電等により保護者と連絡がとれない場合も想定して、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく。
- ・学校から休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは、無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共に理解しておく。
- ・各学校園においては、『岸和田市地域防災計画』（令和6年7月）を基に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、自校の状況を把握するとともに、必要な事項を危機管理マニュアルに反映させる。

### 【雷への対応における留意点】

<積乱雲が近づくサイン>

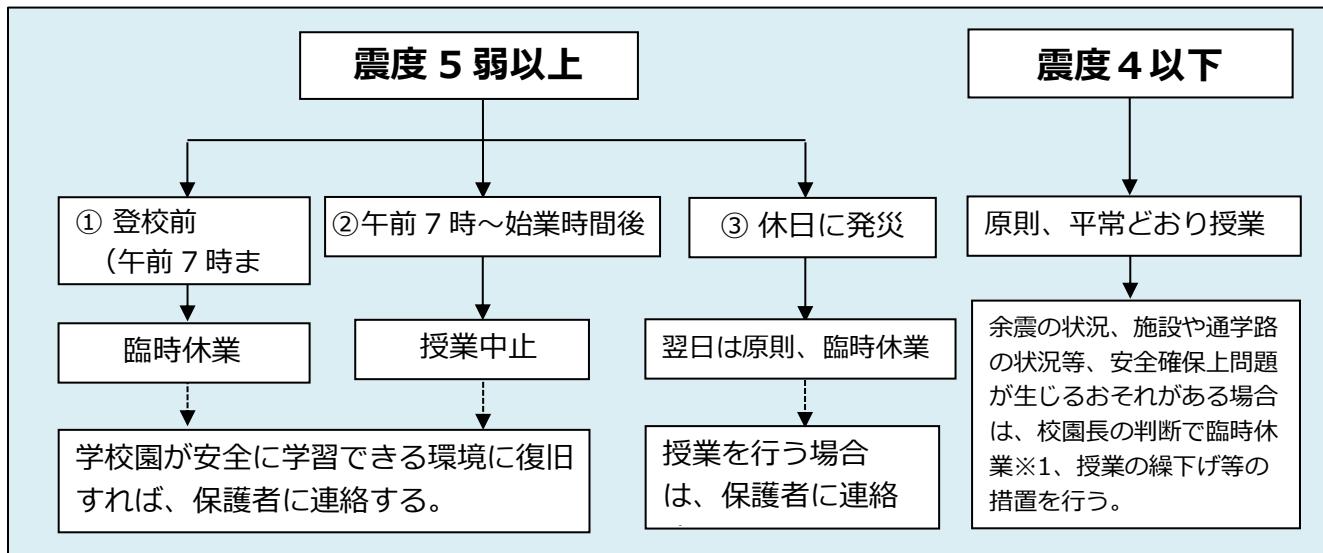
真っ黒い雲が近づいてくる、雷の音が聞こえてくる、急に冷たい風が吹いてくる など

↓  
危険を予知し、適切に判断・行動する

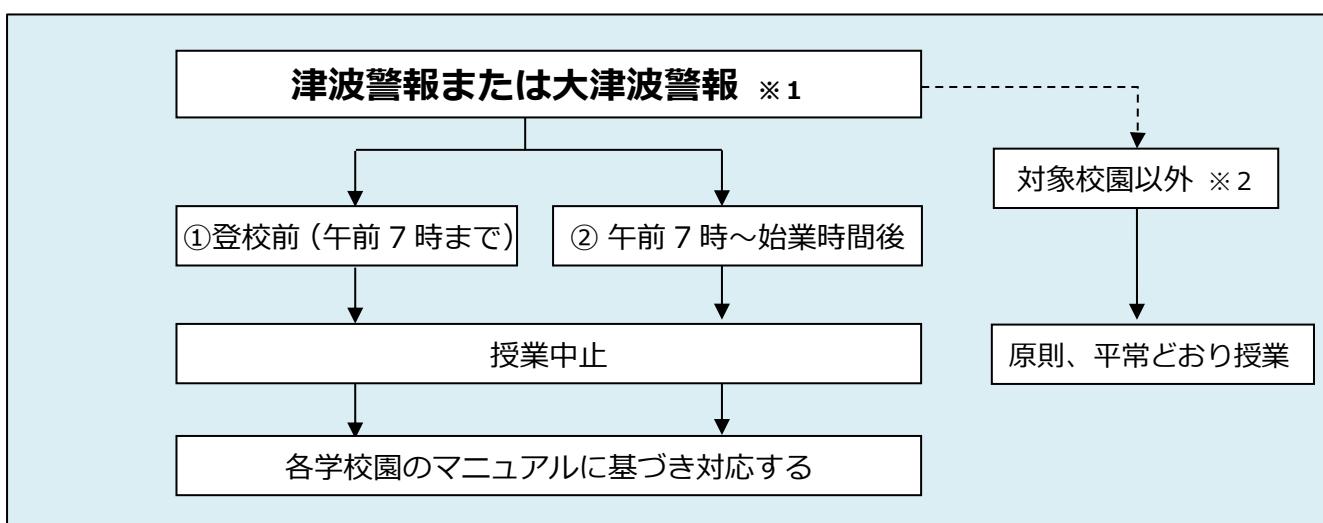
- ・屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・下校前の場合は、情報を収集し、必要に応じて児童を待機させる（保護者に学校の対応を連絡しておく）
- ・雷鳴が聞こえた場合の安全確保について、児童自身が適切に行動できるように指導しておく（姿勢を低くする、屋内に避難する、高い木の近くは危険であり、最低でも木から2m以上は離れておくことなど）。

## 7 地震・津波への対応

### 【1】学校園における地震対応指針 (岸和田市教育委員会 平成30年4月)



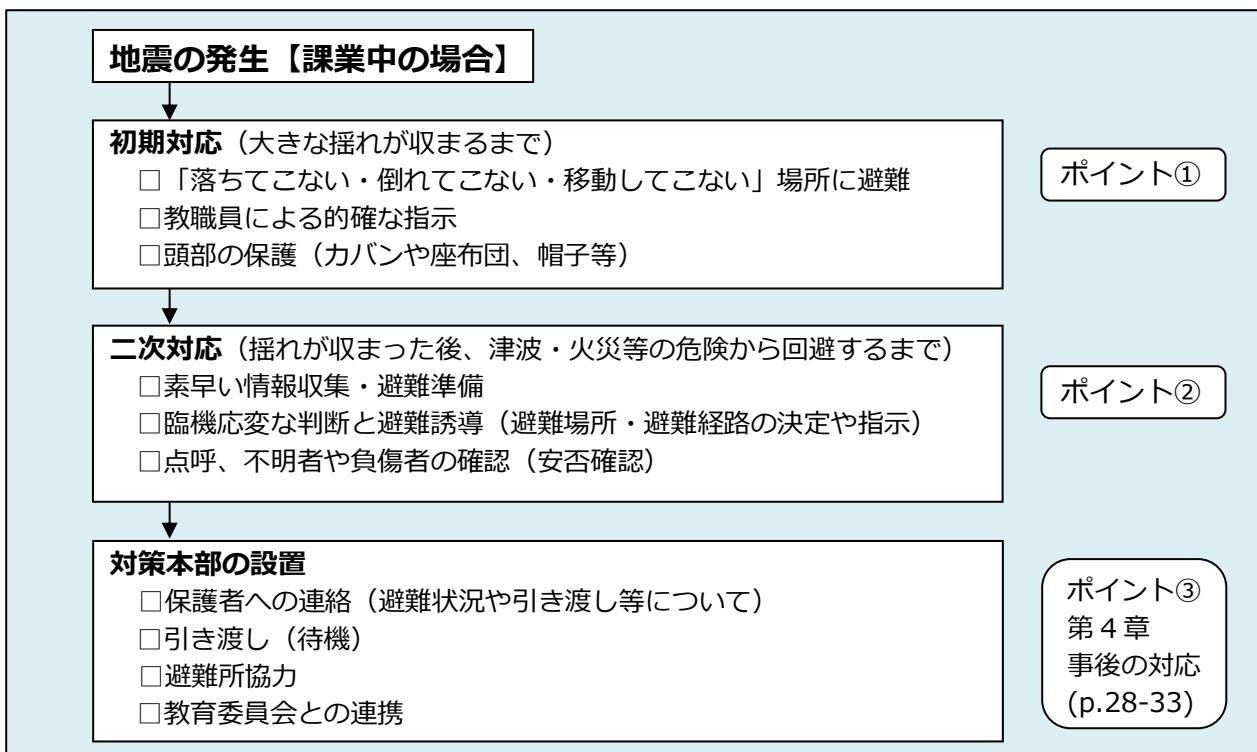
### 【2】学校園における津波対応指針 (岸和田市教育委員会 平成30年4月)



※1 対象校園は、南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中）と南海本線以東に位置し、避難所に位置付けられた学校園（城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中）とする。

※2 対象校園以外は、原則、平常時対応とする（避難者の状況等により、臨時休業、授業中止、授業の繰上げ、繰下げ等の措置を行う）。臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告したうえで対応する。

### 【3】地震発生時の危機管理について



※上記のフローチャートは、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定しているが、地震発生時には、震度が判断できないので、初期対応の避難行動は震度に関わらず必要となる。

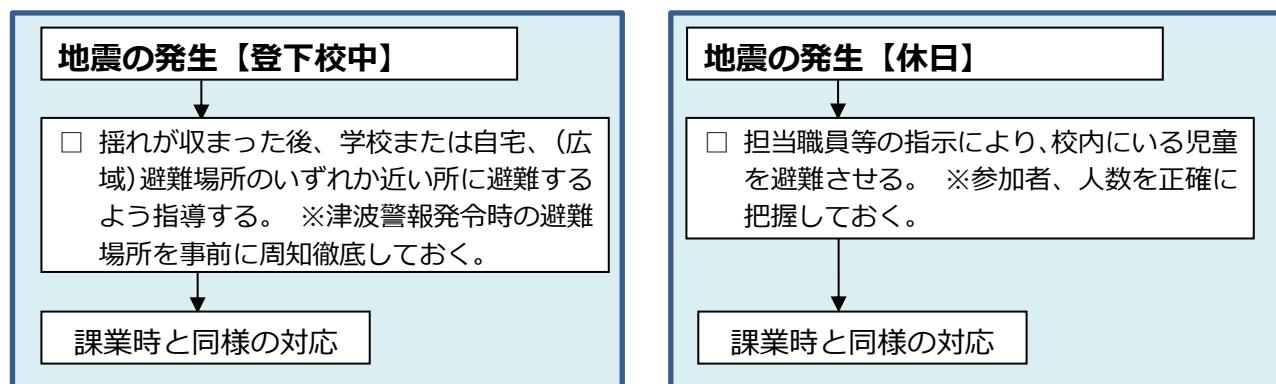
#### ポイント①【初期対応】

- ・校内放送が使えない、教職員が近くにいない場合でも、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せることを、日常の指導や避難訓練等によって養っておく。
- ・頭部の保護については、状況に応じて児童の安全確保に努める。

#### ポイント②【二次対応】

- ・各学校園の実情から、考えられる二次災害（津波・火災・土砂災害・余震による建物倒壊等）について、正確な情報に基づいて判断し、適切で安全な避難行動や経路を選択する。
- ・情報ツールとして、停電時には電池式ラジオからの情報収集が有効となる。
- ・校外への避難（移動）時には、児童を見失わないようなバランスのよい教員配置、負傷者や配慮が必要な児童への対応も必要となるので、事前に訓練しておく。

### 【登下校中または休日に地震が発生した場合】

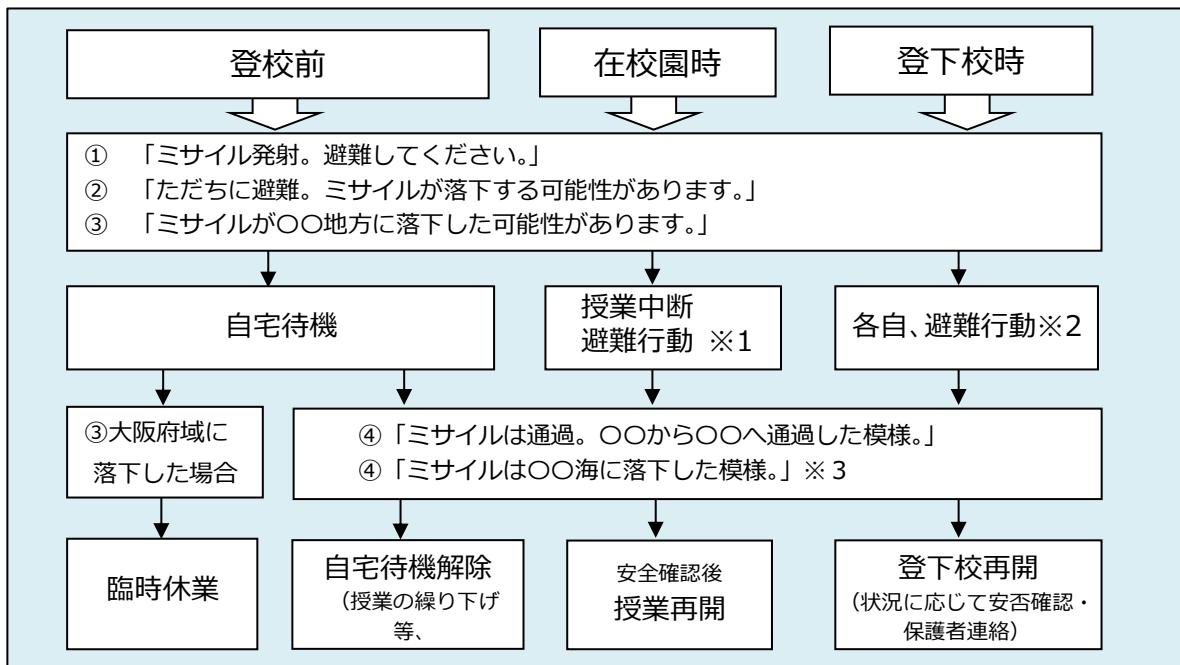


## 【対策本部の設置（業務内容）】

業務・班名	役割	準備物
対策本部	<input type="checkbox"/> 各班との連絡調整 <input type="checkbox"/> 非常持ち出し書類搬出 <input type="checkbox"/> 校内の被災状況把握 <input type="checkbox"/> 日誌や報告書の作成 <input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡・指示 <input type="checkbox"/> 応急（緊急）対策の決定 <input type="checkbox"/> 教育委員会・PTAとの連携・報告 <input type="checkbox"/> 報道機関の対応 <input type="checkbox"/> 情報収集（気象（災害）情報等）	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル <input type="checkbox"/> 学校敷地図 <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 緊急活動の日誌 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 携帯電話
安否確認・避難誘導班	<input type="checkbox"/> 児童・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 安全な避難経路で避難誘導 <input type="checkbox"/> 負傷者の把握 <input type="checkbox"/> 下校指導・待機児童の掌握・記録 <input type="checkbox"/> 揺れが収まった直後の負傷程度の把握 <input type="checkbox"/> 行方不明の児童・教職員を本部に報告	<input type="checkbox"/> クラスの出席簿 <input type="checkbox"/> 行方不明者の記入用紙（児童・教職員）
安全点検・消火班	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難・救助活動等の支援 <input type="checkbox"/> 被害の状況確認（施設の構造的な被害、電気・ガス・水道・電話の被害状況）→本部に報告 <input type="checkbox"/> 校内建物の安全点検・管理 <input type="checkbox"/> 近隣の危険箇所の巡回 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 道具セット <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> 被害調査票
応急復旧班	<input type="checkbox"/> 被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 危険箇所の応急処理 <input type="checkbox"/> 「立ち入り禁止」「使用禁止」等の表示 <input type="checkbox"/> 避難場所の安全確認	<input type="checkbox"/> 被害調査票 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 構内図 <input type="checkbox"/> ロープ・標識 <input type="checkbox"/> バリケード
救護班	<input type="checkbox"/> 児童・教職員の救出・救命 <input type="checkbox"/> 負傷者や危険箇所等の確認・通報 <input type="checkbox"/> 担当区域で負傷者の搬出 <input type="checkbox"/> 学校施設内の巡回チェック	<input type="checkbox"/> 安全靴・防災マスク <input type="checkbox"/> ヘルメット・革手袋 <input type="checkbox"/> スコップ・のこぎり・斧 <input type="checkbox"/> 毛布・担架 <input type="checkbox"/> AED
救急医療班	<input type="checkbox"/> 養護教諭を中心として構成 <input type="checkbox"/> 手当備品の確認 <input type="checkbox"/> 負傷者の保護・応急手当 <input type="checkbox"/> 医師や関係医療機関等との連携	<input type="checkbox"/> 応急手当の備品 <input type="checkbox"/> 健康カード <input type="checkbox"/> 水・担架・毛布 <input type="checkbox"/> AED
保護者連絡班	<input type="checkbox"/> 引き渡し場所の指定 <input type="checkbox"/> 引き渡し対応の事前の取り決め <input type="checkbox"/> 保護者等が到着した順に児童を引き渡す（引き渡しカード使用） <input type="checkbox"/> 一斉メール配信・電話連絡網での対応 <input type="checkbox"/> 地域防災無線等を利用した連絡依頼等	<input type="checkbox"/> 引き渡しカード <input type="checkbox"/> 出席簿 <input type="checkbox"/> 集合場所のクラス配置図
避難所協力班 (状況に応じて)	<input type="checkbox"/> 開設準備（開放区域明示・名簿作成・誘導等） <input type="checkbox"/> 緊急物資の受入れ <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ <input type="checkbox"/> 市防災担当課と連携した避難所の運営支援	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> ラジオ・ロープ・テープ <input type="checkbox"/> 構内配置図 <input type="checkbox"/> 避難者への指示（文書）

## 8 新たな危機事象への対応

### 【1】Jアラートによるミサイル発射情報への対応 (岸和田市教育委員会 平成29年11月)



#### ※1 学校にいる場合の避難行動等の留意点

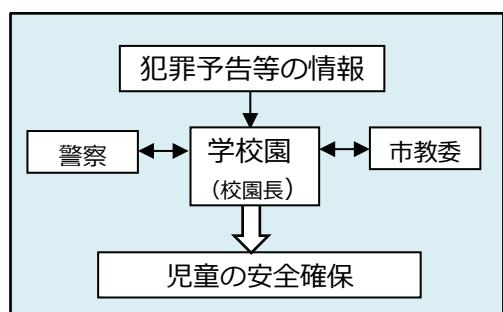
- 屋内では、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- 屋外では、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中または地下に避難する。
- 適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
- 安全が確認されるまでは、屋内に避難しておく。
- テレビ・ラジオ・インターネットなどを通じて情報収集に努める。

#### ※2 登下校時の避難行動等の指導上の留意点

- 学校か家、近い方に向かう。
- 選択できない場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物の中に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
- 登下校時の対応等については、あらかじめ家庭でも協議し共有してもらう。

※3 上空通過情報や領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するので、日常生活に戻って登校等を開始することが可能となる。

### 【2】学校への犯罪予告（爆破予告）・テロへの対応について



#### (留意点)

- 当該情報に最初に触れた教職員は速やかに管理職等へ報告し、校内で情報共有するとともに、迅速に教育委員会や警察に通報し、指示や情報を得る。学校園は、警察の指示のもと、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。
- 児童を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定し、安全を第一として対応する。
- 学校においては、不審な物がないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校の環境を整備し安全点検等を実施する。特に薬品等の備品管理を徹底する。

## 9 支援が必要な児童における留意点

- ・支援が必要な児童が在籍する全ての学校園においては、本項目に留意して危機管理マニュアルを作成し、各学校園の実情に応じた校内体制を整備する。
- ・障がいのある児童の安全に留意するためには、教職員が一人一人の障がいを理解し把握するとともに、子ども自身が自分の障がいの状態や特性等を理解し安全に学校生活が送れるように指導する。

### 【1】障がいのある児童が事故等発生時に陥りやすい支障

情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。</li><li>・自分から意思を伝えることが困難なことがある。 ※全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障がいや聴覚障がいでは、障がいに応じた情報伝達方法の配慮が必要である。</li><li>・知的障がいのある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。</li></ul>
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"><li>・危険の認知が難しい場合がある。</li><li>・臨機応変な対応が難しく、落下物から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。</li><li>・風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。</li><li>・危険回避しようとして慌てて行動することがある。</li><li>・けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。</li></ul>
避難行動	<ul style="list-style-type: none"><li>・落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある (肢体不自由・視覚障害)。</li><li>・エレベーターが使えない状況で、階下や階上への避難に支障が生じることがある (肢体不自由)。</li></ul>
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"><li>・薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。</li><li>・避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。</li></ul>
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"><li>・経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。</li><li>・不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができない。</li></ul>

### 【2】障がいのある児童生徒等の特性に応じた対策

伝達方法の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいに応じた情報伝達方法を整備する。 ハンドサインやディスプレイ、筆談、校内図などの音声以外の伝達方法。</li></ul>
避難経路・避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいに応じた避難経路の整備、避難体制を検討する。 支援児童担任と介助員の付き添い。 車椅子を利用する場合の経路の確認。 介助者がいない場合等の代替方法の検討。</li></ul>
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいに応じた避難訓練を実施する。 訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路や取るべき行動が理解しやすい図(絵カード)などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにする。 これからの見通しを持たせる。(「保護者を迎えまでみんなと過ごします。」「運動場に避難します。」「余震があります。」等) 指示は肯定語をつかう。(押さない→ゆっくり、走らない→歩きます 等)</li></ul>
連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者や医療関係者等と危機事象発生時の対応について事前に検討する。</li></ul>

# 10 幼稚園における留意点

- ・幼児は心身共に未熟であるため、避難に際しては、具体的な指示と支援が必要となる。
- ・幼稚園は、預かり保育を含め、教職員が少ない環境下での活動や園内外での多様な活動（行事）の機会が多い等の特徴があり、これらを踏まえたうえで、小学校と協力できるところは協力して取り組むことができるマニュアルとした。

## 【1】事前の危機管理（予防する）

本 則 整 備	教職員の役割の 共通理解・役割分担	全教職員が自分の役割を自覚するとともに、その他の教職員の分担も理解して組織的に対応できるようにしておく。預かり保育中における危機管理についても体制整備を図る。
避 難 訓 練	様々な場面を想定 した訓練	登園時や預かり保育、昼食時、プール、遠足（徒歩、バス）などの様々な場面や時間帯を想定して避難訓練を行い、全教職員の共通理解を図る。 AED や応急処置の研修も小学校・園の全職員で参加できる体制をつくる。
保 護 者 と の 重 雰	引き渡し等の理解 と協力	事故等が発生した場合の連絡の仕方・園児の引き渡しの方法については、昨年度行った小学校・園の緊急時引き渡し方法を行うことで保護者と確認する。（P35）
	登降園時の約束の 理解	日々の登降園において、保護者が歩行や横断のルールやマナーのモデルであることを伝える。また、保護者には園児自身の目や足で交通安全や不審者対応について確認する機会を意識して設けてもらうようとする。
幼 児 理 解	特別な配慮の必要 な園児への対応	配慮を要する園児の特徴や個別の配慮事項、誰がどのように避難に付き添うか等について、全教職員で共通理解を図る。

## 【2】個別の危機管理（命を守る）

園 内	避難誘導	不審者侵入時は、複数の教職員で対応し園児誘導の時間を稼ぐ必要があるが、不審者を捕えることよりも、複数の教職員で園児を素早く避難させることを最優先にする。
	役割分担	複数の教職員で連携して園児の安全確保を行う。 避難した部屋で園児に指示を出す教職員と事故等の発生元や不審者の情報収集・確認、園長との連絡を行う教職員に分かれて対応する。
	人員の確認・報告	保育中は園内の様々な場所に異年齢児がいるため、どの部屋にどの組のどの園児が何人避難しているか、教職員は把握して、園の全人員の安否を確認する。

## 【3】事後の危機管理（復旧・復興する）

引き渡しと待機	小学校等にきょうだいがいる場合は、年長の園児・児童等から引き取る等のルールを事前に保護者と決めておき、年少の園児は迎えが来るまで園で預かるようにする。一部の親子への対応に時間をとられ、引き渡しに混乱が生じないよう、保護者に伝える文言や指示は簡潔・明快にしておく。（P35）
避難所対応	幼稚園は基本的に避難所にならないが、小学校が避難所として避難してくる場合も想定されるので、あらかじめ対応について園内で共通理解を図っておく。（P38）

## 【4】個別事項

食物アレルギー	園で栽培した食材や市販の菓子等の飲食前及び小学校との給食交流等の飲食を伴う活動前には、その食品の成分表をあらかじめ全保護者に確認してもらう。
プール	ビニールプールであっても指導者とは別に監督者を配置し、安全面に配慮した園児の見守り体制をつくっておく。

# 第4章 事後の対応（復旧・復興する）

## 1 安否確認

### （1）児童が学校園内にいる場合の安否確認

- ・負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・休憩時間や放課後等は、児童の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。

### （2）休日や下校後、登下校時に大規模災害が起こった場合

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大規模災害が起こった場合は、下記の表を参考にして児童生徒等の安否確認を行う。教職員が直接家庭や避難所を訪問して安否を確認する場合には、教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意する。

#### 【安否確認の内容と教職員の対応】

職員連絡体制と安否確認					
職員体制	校区内の震度	安否確認	児童在宅時		登下校時
			電話利用可	電話不通	
A号	4	状況に応じて判断	状況に応じて判断		
B号	5弱	判断	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をたどって
	5強	必要			
C号	6弱以上				

安否確認の内容
<input type="checkbox"/> 児童および家族の安否・けがの有無 <input type="checkbox"/> 被災状況　・児童の様子 ・困っていることや不足している物資 <input type="checkbox"/> 居場所（避難先） <input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法

### （3）安否情報の集約

- ・職員室や事務室など各学校園で情報を集約する場所、総括担当者を決め確認を進める（事前に負傷者名簿を備えておく）。
- ・負傷者がいる場合には、速やかに応急手当の実施や救急車を要請する。
- ・学校園の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、電子メール等の代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておく。

### （4）保護者への安否連絡の際の文例

#### 【児童が校内にいる場合】

「○時○分に地震が発生しました。本日登校（登園）している児童は、全員無事が確認されています。混乱が収まるまで、学校側がお子さんをお預かりする予定です。したがって、保護者の皆さんには安心して安全な場所に留まってください。○時○分頃に、続報をお送りする予定です。」

#### 【児童が校外にいる場合】

「○時○分に地震が発生しました。○年○組の児童は、課外学習で□□□におりますが、迅速に避難することができ、△時現在、全員無事が確認されています。交通機関が稼働するまで、□□□の避難所にて待機する予定です。○時○分頃に、続報をお送りする予定です。」

## 2 緊急時引き渡し体制

- ・大規模な災害（地震）発生時や停電時には、通信手段が使えず保護者と連絡がとれない場合があるので、事前に引き渡しの判断や方法についてルールを決めて、保護者と共有しておく。
- ・地域住民・保護者・ボランティア等とも連携し、必要に応じて緊急対応への支援を求める。
- ・緊急時引き渡し体制の判断時には、地域の様子や被害状況、今後の見通し等の情報を複数の方法で収集し、児童の安全を最優先にして判断する。
- ・事件・事故の発生後、安全が確保された場合でも、児童が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引き渡したり、保護者による登下校の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど配慮が必要となる。

### 引き渡しの判断基準

- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の時間帯に危険が迫ってこないか
- 引き渡す保護者にも危険が及ばないか

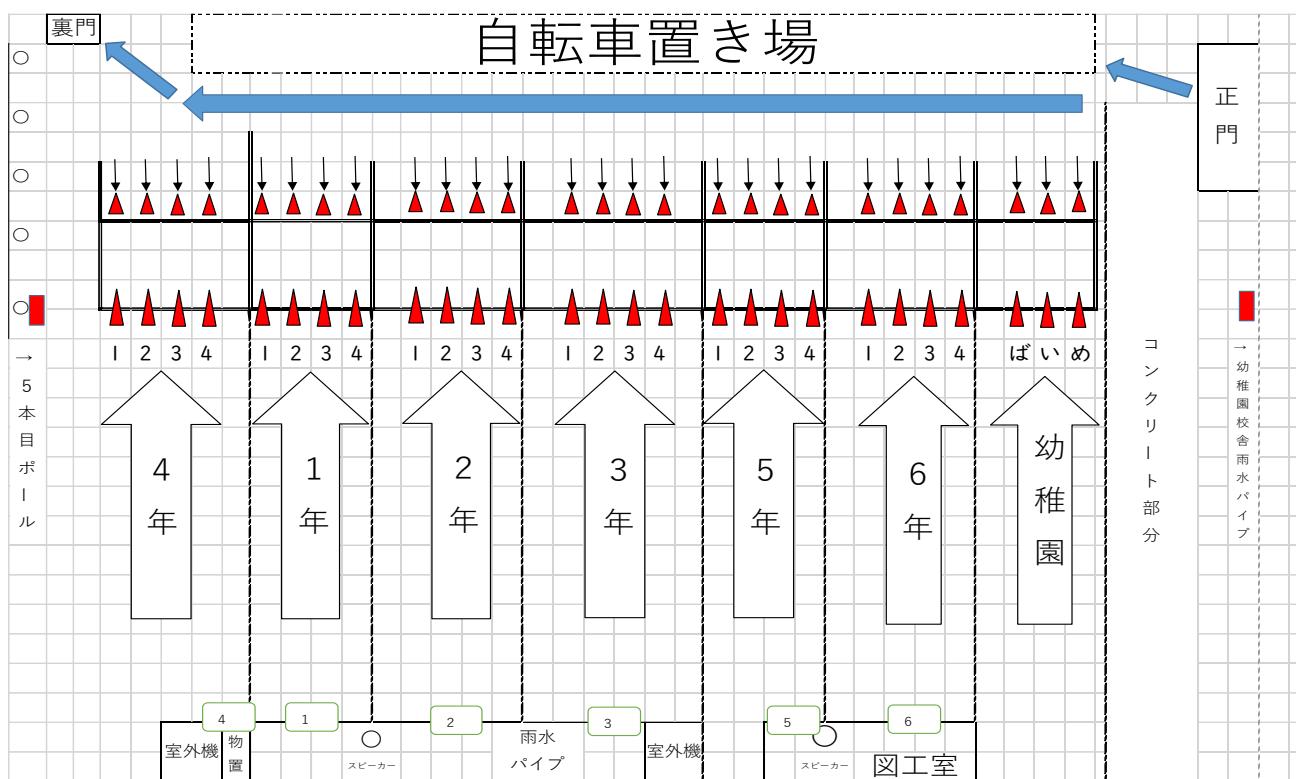
### 地震発生時の引き渡しのルール

震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある児童については学校園で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
震度 5 弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校園に待機させる。この場合、時間がかかるても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校園で保護しておく。
●津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、子どもを引き渡さず、保護者と共に学校園（避難場所）に留まるなどの対応も必要となる。津波警報が解除され、安全が確認された後に引き渡す。	
●登下校時の対応についても、事前に保護者と協議・確認しておく。	

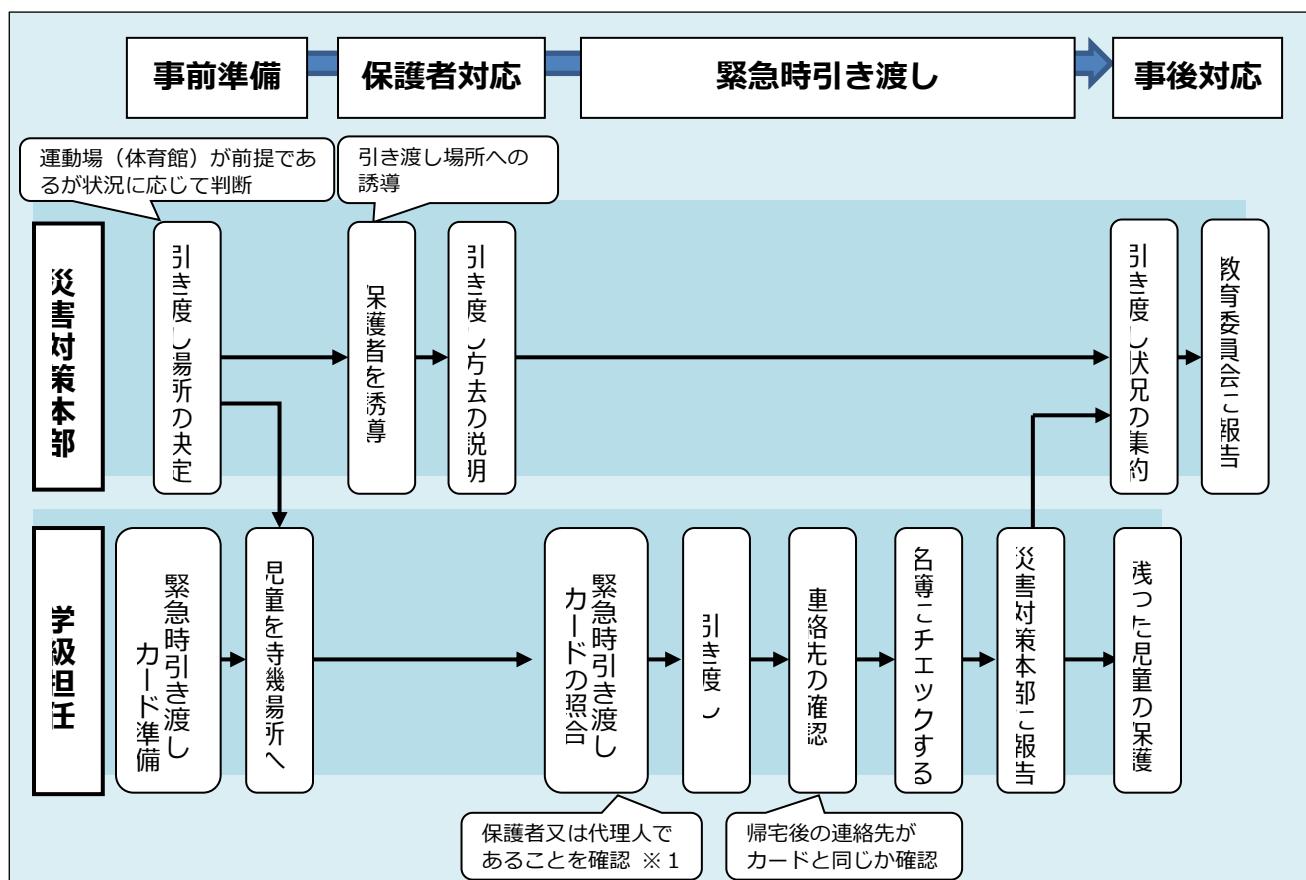
### 緊急時引き渡しカード

緊急時引き渡しカード		* 太線内を鉛筆でしっかりと記入してください		( )年度入学
年組番		自宅住所		引き渡し チェック欄 場所
園児名 児童名	ふりがな	生年月日 ( 年 月 日)	血液型 ( )型	
	本校園在籍 兄弟姉妹		年組	年組
保護者名	年組	年組		
	ふりがな	緊急連絡先(電話番号)		
自宅 携帯 勤務先	自宅 携帯 勤務先		緊急連絡先(電話番号)	
ふりがな	自宅 携帯 勤務先			
保護者以外の引き取り人【名前(ふりがな)】		児童との関係	連絡先(緊急時連絡のつく番号)	
1			自宅・携帯	
2			自宅・携帯	
3			自宅・携帯	
4			自宅・携帯	
5			自宅・携帯	
* 幼稚園修了、または小学校卒業まで使用します。変更があった場合はすぐに学校園へ連絡してください。(年度当初再配布⇒保護者による確認⇒学校園へ提出)				
* 保護者以外の引き取り人は、親戚や近所の方などで、できるだけ多くの方を記入してください。				
* 保護者以外の引き取り人は事前に了解を得てから記入してください。安全のため、記入されている保護者引き取り人以外には引き連しは行いません。				
* 選んでいても詰めるよう、全て記録下さい。記入欄のあとに記述欄の欄があります。				
* 記載箇所は引き渡し以外に使用しません。修了・卒業後は先生をもって破棄させていただきます。				
(提出用)				

## 緊急時引き渡し方法



## 緊急時引き渡しの手順



原則として、登録していない人が来た場合、確認ができるまで引き渡しを行わないことなどを、保護者に周知している。

**【災害時における保護者への連絡】**

- ・電話は不通になることが多いので、一斉配信メールやホームページによる代替の通信手段を事前に確保するなど、連絡方法を複線化しておく。
- ・情報通信網が途絶した場合の保護者等への連絡方法（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171 等）、地域の掲示板、町内放送等）を検討し、災害時の学校の対応策を保護者等と事前に合意形成しておく。

【参考】『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き』（文部科学省 平成 24 年 3 月）

『災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック』（東京都総務局総合防災部 平成 29 年 11 月）

『学校園における地震（津波）対応指針』（岸和田市教育委員会 平成 30 年 4 月）

### 3 教育活動の継続

- ・児童の安全が確保された後は、その後の対応や対策についての方針や具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく。
- ・事故等の発生現場の使用を避けた校舎の使用計画を検討する。
- ・養護教諭・スクールカウンセラーや学校医、教育委員会等と連携し、児童の心身の状態に配慮しながら検討する。

#### 【避難所協力について】

避難所運営は本来的には市防災担当部局が責任を有するものだが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きい場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を果たす状況も考えられる。

ただし、災害時における教職員の第一義的役割は、児童の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であるので、事前に市防災部局や地域住民等関係者等と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作り出していく。

#### 【学校施設が避難所になる場合の流れ】

	避難所の状況	学校の対応等
災害直後	<p>地震発生</p> <p>地域住民等の学校への避難</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●協力内容として考えられる例<ul style="list-style-type: none"><li>・施設設備の安全点検</li><li>・開放区域の明示</li><li>・駐車場を含む誘導</li><li>・避難者対応</li><li>・名簿作成（避難者カード）</li><li>・毛布、飲料水、食糧の配布</li><li>・避難所運営の協力 等</li></ul></li></ul>
災害当日 (避難所開設)	<p>避難所開設</p> <p>避難所の活動体制準備</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●学校機能再開のための準備<ul style="list-style-type: none"><li>□児童の安否確認（p.28 参照）</li><li>□教職員の安否確認</li><li>□教科書・文具等の紛失・消失状況の把握</li><li>□教室等の安全確認（教室の確保）</li><li>□二次災害防止のための校舎等の安全確保</li><li>□通学路の安全確認（状況把握）</li><li>□教育委員会との協議</li><li>□授業再開時期の決定と保護者等への周知</li><li>□応急教育計画の作成</li><li>□その他の対応<ul style="list-style-type: none"><li>・心のケア</li><li>・学校給食</li><li>・転出入に伴う学籍変更等</li><li>・進路相談</li></ul></li></ul></li></ul>
2日目～数週間後 (避難所運営)	<p>避難所運営委員会の設置</p> <p>避難所の運営</p>	
数週間後 (避難所閉鎖)	<p>避難所機能と学校機能の同居</p> <p>避難所の閉鎖と学校機能再開</p> <p>日常生活の回復</p>	

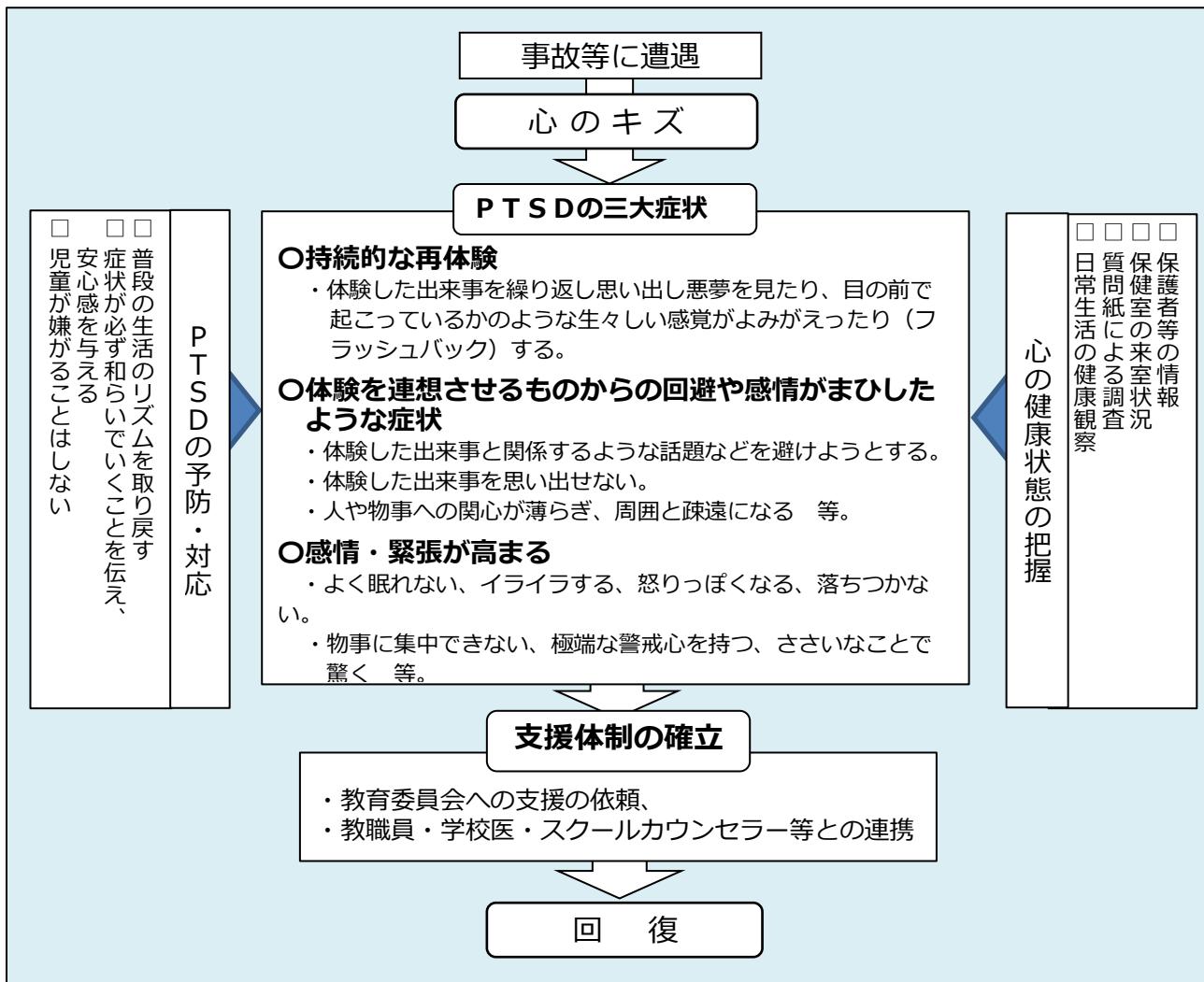
【参考】『岸和田市 避難所運営マニュアル』(平成29年10月)

『岸和田市 施設版 避難所運営マニュアル』(平成29年10月)

『学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き』(文部科学省 平成24年3月)

## 4 心のケア

事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、その時の出来事を繰り返し思い出す、再現するなどの症状に加え、不安や不眠などのストレス症状が現れることがある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から1か月持続するものを「急性ストレス障害」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」という。そのため、事故発生直後から児童や保護者に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切となる。



【参考】『子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－』(文部科学省 平成22年7月)  
『学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－』(文部科学省 平成26年3月)

### 【学校保健安全法】第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故により心的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

## 5 調査・検証・報告・再発防止等

### (1) 情報の整理と保護者等への説明・対応

- ・危機等発生時には、教育委員会に速やかに報告したうえ、連携して対応に当たる。
- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。

#### (保護者対応)

- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童の保護者に対し正確に伝えるなど、責任のある対応を行う。被害児童の保護者への対応にあたる責任者（管理職等）を決め、誠意ある事態への対処に努める。
- ・保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐため、被害児童生徒等以外の保護者に対しても、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。

#### (報道対応)

- ・情報を整理し適宜提供する。
- ・情報の混乱を避けるため、窓口は管理職に一本化する。
- ・複数対応（応答者と記録者）
- ・児童の特定をさせない
- ・校内取材をさせない
- ・電話取材の即答はしない
- ・事実だけを伝える（不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない）
- ・質問事項に答える（相手の所属・名前、応答内容や報道内容の記録と整理）
- ・ノーコメントはしない、無理な約束はしない
- ・教育委員会への報告（取材等について事前に相談）
- ・保護者と報道の分別対応（同席はさせない）

### (2) 調査・検証の実施、再発防止

- ・事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てる。
- ・調査等にあたっては、教育委員会とも協議のうえ、被害児童の保護者の意向を十分に踏まえ、保護者の心情に十分配慮した対応を行う。

### (3) その他

- ・学校園は、学校園の管理下で発生した児童の事故に際しては、「災害共済給付制度」について、保護者に説明する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する。また、被害児童の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明する。

#### ●災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者に対して、医療費（医療保険並の療養に要する費用の額の4／10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度のことである。

【参考】『学校事故対応に関する指針』（文部科学省 令和6年3月）

## 今年度学校医連絡一覧

### 学校医

- ・畠田 率達 畠田医院 額原町77-1 TEL 072-443-8008
- ・中嶋 邦登 中嶋整形外科 土生町2276-1 TEL 072-428-1333

### 学校歯科医

- ・谷口 錠 谷口歯科 下松町908-3 TEL 072-428-8288
- ・奥野 大亮 奥野歯科 下松町3-2-1 TEL 072-426-6480

### 学校薬剤師

- ・波田 婦弥子 上松町4-3-3 TEL 072-427-4613

### 耳鼻科医

- ・南 裕隆 土生町4-3-1 TEL 072-428-3341

### 眼科医

- ・岩崎 義弘 小松里町461-11 TEL 072-444-4955

### 病院

- ・岸和田市民病院 額原町1001 TEL 072-445-1000
- ・岸和田徳洲会病院 加守町4-27-1 TEL 072-445-9915
- ・葛城病院 土生町2-33-1 TEL 072-422-9909
- ・めぐみクリニック 下松町502-1 TEL 072-433-2230

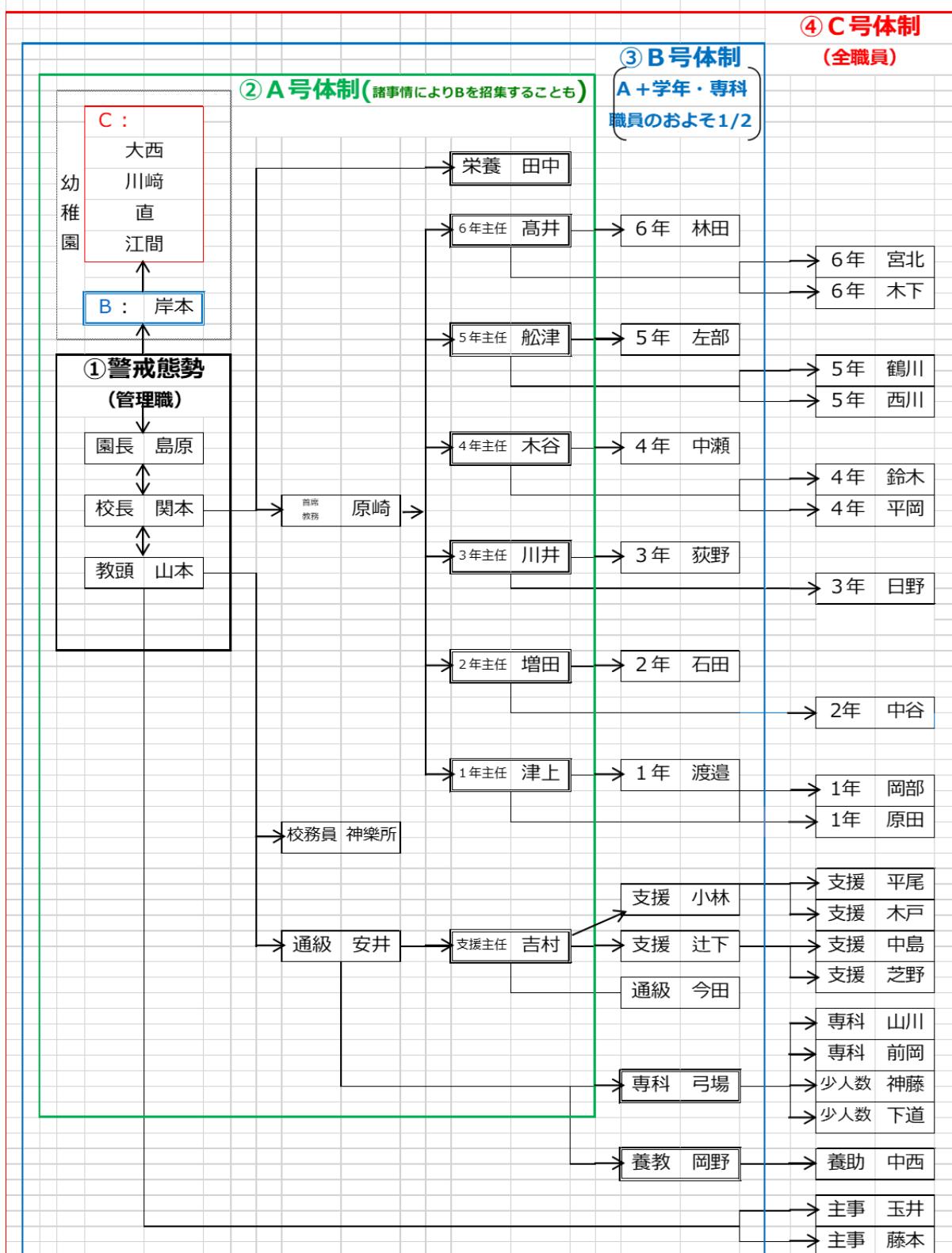
---

**常盤小学校園における子どもの安全のために  
危機管理マニュアル**

---

2025年4月 改訂 作成 岸和田市立常盤小学校園

---



## その他の職員への連絡

ア) 学校司書(勝間) 授業改善(丸山) 10H(堀田) 支援(山上) 門扉開閉シルバー(山田・藤塚)は、教頭(山本)が首席(原崎)

イ) 介助員(荒木)、支援員(額原)、支援員(浅野)は、支援学級担任(吉村)が担当

ウ) SSW(米澤)は、首席(原崎)が担当

エ) 幼介助員(岡本,橋本,大川,藤浪,河口) 保育補助員(水内)は、幼稚園長(島原)が担当

## 連絡周知の確認方法

[ ] の先生は、自分が連絡した結果を、教頭(小:山本 幼:島原)にショートメールで報告する。

エピペン®を使用される患者さんとそのご家族の方へ

～「もしも」のために その手に～

アナフィラキシーにそなえる



## エピペン® ガイドブック



【監修】

独立行政法人国立病院機構 相模原病院 臨床研究センター

臨床研究センター長 海老澤 元宏 先生

※エピペン®のご使用については、必ず主治医の先生の指示にしたがってください。



Mylan is a Viatris group company

# アナフィラキシーとは？

アナフィラキシーとは、**短時間に全身**にあらわれる  
**激しい急性のアレルギー反応**です。

アレルギーとは、異物から人の体を守るための仕組みである「免疫」が過剰に働くことによって、かゆみ、くしゃみ、炎症などのさまざまな症状を引き起こす状態です。

そのなかで、アナフィラキシーは、アレルギーの原因物質（アレルゲン）に接触したり、体内に摂取したりした後、数分から数十分以内の短い時間に全身にあらわれる激しい急性のアレルギー反応のことをいいます。

## ● アナフィラキシーを引き起こす主な原因（アレルゲン）

### 食べものを食べる

（卵、牛乳、小麦、そば、ピーナッツなど）



### 昆虫に刺されて、 毒などが体内に入る

（スズメバチ、アシナガバチ、ミツバチなど）



### 薬を飲む、注射する、 塗る

（抗生素質、解熱鎮痛剤、ワクチン、麻酔薬など）

※そのほか、ラテックス（天然ゴム手袋など）や運動でも、  
アナフィラキシーを引き起こすことがあります。



# アナフィラキシー・ショックとは？

アナフィラキシーは、**アナフィラキシー・ショックに至り、生命を脅かす危険な状態**になることがあります。

アナフィラキシーにはさまざまな症状がみられます。

さらに、症状が急激に変化し、場合によっては、初めの症状があらわれてから数分後に、「アナフィラキシー・ショック」とよばれる、血圧が低下し意識障害などのショック症状を引き起こし、生命を脅かす危険な状態になってしまうこともあります。そのため十分な注意が必要です。

## ● アナフィラキシーの主な症状

	自覚症状	他覚症状
全身症状	不安感、無力感	冷汗
循環器症状	動悸、胸が苦しくなる	血圧低下、脈拍が弱くなる、チアノーゼ
呼吸器症状	鼻がつまる、のどや胸が締め付けられる	くしゃみ、咳発作、呼吸困難、呼吸音がゼーゼー、ヒューヒューとなる
消化器症状	吐き気、腹痛、口の中に違和感を感じる、便意や尿意をもよおす、おなかがゴロゴロする	嘔吐、下痢、糞便・尿失禁
粘膜・皮ふ症状	皮ふのかゆみ	皮ふが白あるいは赤くなる、じん麻疹、まぶたの腫れ、口の中の腫れ
神経症状	くちびるのしびれ感、手足のしびれ感、耳鳴り、めまい、目の前が暗くなる	けいれん、意識障害

富岡 玖夫：アナフィラキシー、臨床アレルギー学（宮本昭正監修），改訂第2版，p.274, 1998, 南江堂より許諾を得て改変し転載

## ● アナフィラキシー・ショック



アナフィラキシー・ショックは、生命を脅かす危険な状態です

# 思わぬところにアナフィラキシーのリスク

児童生徒に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物です。

食物によるアナフィラキシーに備えるには、まず医師に相談して原因食物（アレルゲン）をきちんと診断してもらい、医師の指導にしたがって原因となる食物を避けることが最も大切です。しかし、保育所や幼稚園、学校などでは避けられないこともあります。

## 学校では食物アレルギーをどう防ぐのですか？

アレルギー疾患を有する児童生徒が多くの時間を過ごす学校で、安全に、安心して学校生活を送ることができる環境作りをめざして、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を用いた取り組みが勧められています。学校生活管理指導表は、主治医が記載し、保護者を通じて学校に提出されるものです。学校は児童生徒の食物アレルギーに関する正確な情報を把握し、保護者との面談により給食での取り組みプランを決定し、教職員全員の危機意識の共有、緊急時に備えた体制の整備などを行います。

例) 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前		男・女 年齢 年 月 日生 ( )	学級 生年 生月 生日 年度	
学校生活管理指導表 アレルギー疾患用		アレルギー疾患の既往歴	学校生活上の留意点	
A. 食物アレルギー既往 (既往アレルギー疾患のもののみ記入)		A. 説明	A. 重要な既往歴	
1. 食物アレルギー既往		1. 安定期	1. 重要な既往歴	
2. 食物アレルギー既往		2. 不定期	2. 重要な既往歴	
3. 食物アレルギー既往		3. その他	3. その他の既往歴	
アレルギー既往		D. 絶対禁忌食物	D. 絶対禁忌食物	
		1. 食物アレルギー既往	1. 食物アレルギー既往	
		2. 食物アレルギー既往	2. 食物アレルギー既往	
		3. 食物アレルギー既往	3. 食物アレルギー既往	
		D. 絶対禁忌食物	D. 絶対禁忌食物	
		1. 食物アレルギー既往	1. 食物アレルギー既往	
		2. 食物アレルギー既往	2. 食物アレルギー既往	
		3. 食物アレルギー既往	3. 食物アレルギー既往	
アレルギー既往		学校生活上の留意点		備考
		A. 既往		備考
		1. 食物アレルギー既往		1. 重要な既往歴
		2. 食物アレルギー既往		2. 重要な既往歴
		3. 食物アレルギー既往		3. その他の既往歴
		B. 既往		備考
		1. 食物アレルギー既往		1. 重要な既往歴
		2. 食物アレルギー既往		2. 重要な既往歴
		3. 食物アレルギー既往		3. その他の既往歴
備考		●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に追加するため、本表に記載された内容を教職員会議で共有することに同意します。		
		1. 同意する 2. 同意しない		
		保護者署名:		

※保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー・アレルギー性鼻炎)は下記Webサイトをご参照ください。  
URL: [http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03\\_005.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03_005.pdf)

公益財団法人 日本学校保健会／発行  
【学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン】より



家

● 保護者の目の届かないところで  
アナフィラキシーを起こす可能性のある場面



# エピペン®を使用すべき症状

アナフィラキシーがあらわれたときに使用し、  
医師の治療を受けるまでの間、  
症状の進行を一時的に緩和し、  
ショックを防ぐための補助治療剤  
(アドレナリン自己注射薬)、  
それがエピペン®です。



下記の症状が1つでもあらわれたら、  
できるだけ早期にエピペン®を注射するとともに、  
救急車を呼びましょう。

## ● エピペン®を使用すべき症状

消化器の症状	<ul style="list-style-type: none"><li>• 繰り返し吐き続ける</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>• 持続する強い(がまんできない)おなかの痛み</li></ul> 
呼吸器の症状	<ul style="list-style-type: none"><li>• のどや胸が締め付けられる</li><li>• 声がかすれる</li><li>• 犬が吠えるような咳</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>• 持続する強い咳込み</li><li>• ゼーゼーする呼吸</li><li>• 息がしにくい</li></ul> 
全身の症状	<ul style="list-style-type: none"><li>• 唇や爪が青白い</li><li>• 脈を触れにくい・不規則</li><li>• 尿や便を漏らす</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 意識がもうろうとしている</li><li>• ぐったりしている</li></ul> 

日本小児アレルギー学会アナフィラキシー対応ワーキンググループ: 一般向けエピペン®の適応より引用  
<https://www.jspaci.jp/gcontents/epipen/> (2020/6/2参照)

● 食物によるアナフィラキシー発現から心停止までの時間は  
わずか**30分**と報告されています。

● 食物によるアナフィラキシー  
発現から心停止までの時間  
(中央値) [海外データ]

【調査概要】

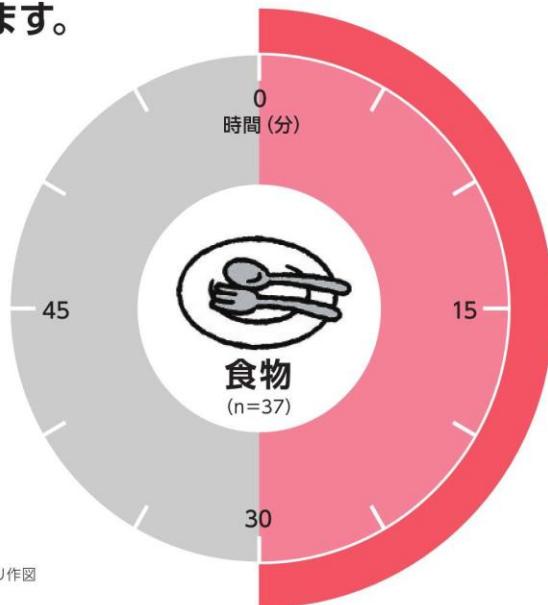
調査対象:

英国立統計局 (The Office for National Statistics: ONS)  
に1992~1998年までに登録された死亡を含むアナフィラキシー患者124例

調査方法:

死亡を含む致死的アナフィラキシー発現症例の、既往歴、  
ショック反応、検死などの調査結果から、アナフィラキシー  
発現から心停止までの時間、アドレナリン使用のタイミング、  
予後などを調査した。

Pumphrey, R. S. H.: Clin Exp Allergy 30 (8): 1144, 2000より作図



● エピペン®を注射した後、下記のような症状が  
あらわれることがあります。ご注意ください。

● エピペン®の主な副作用

どう さ  
**動悸**

頭痛

めまい

不 安

振戦

過敏症状

吐き気・嘔吐

熱感

発汗

など

まれに、呼吸をしにくい、脈拍数の増加、不整脈などの症状があらわれることがあります。

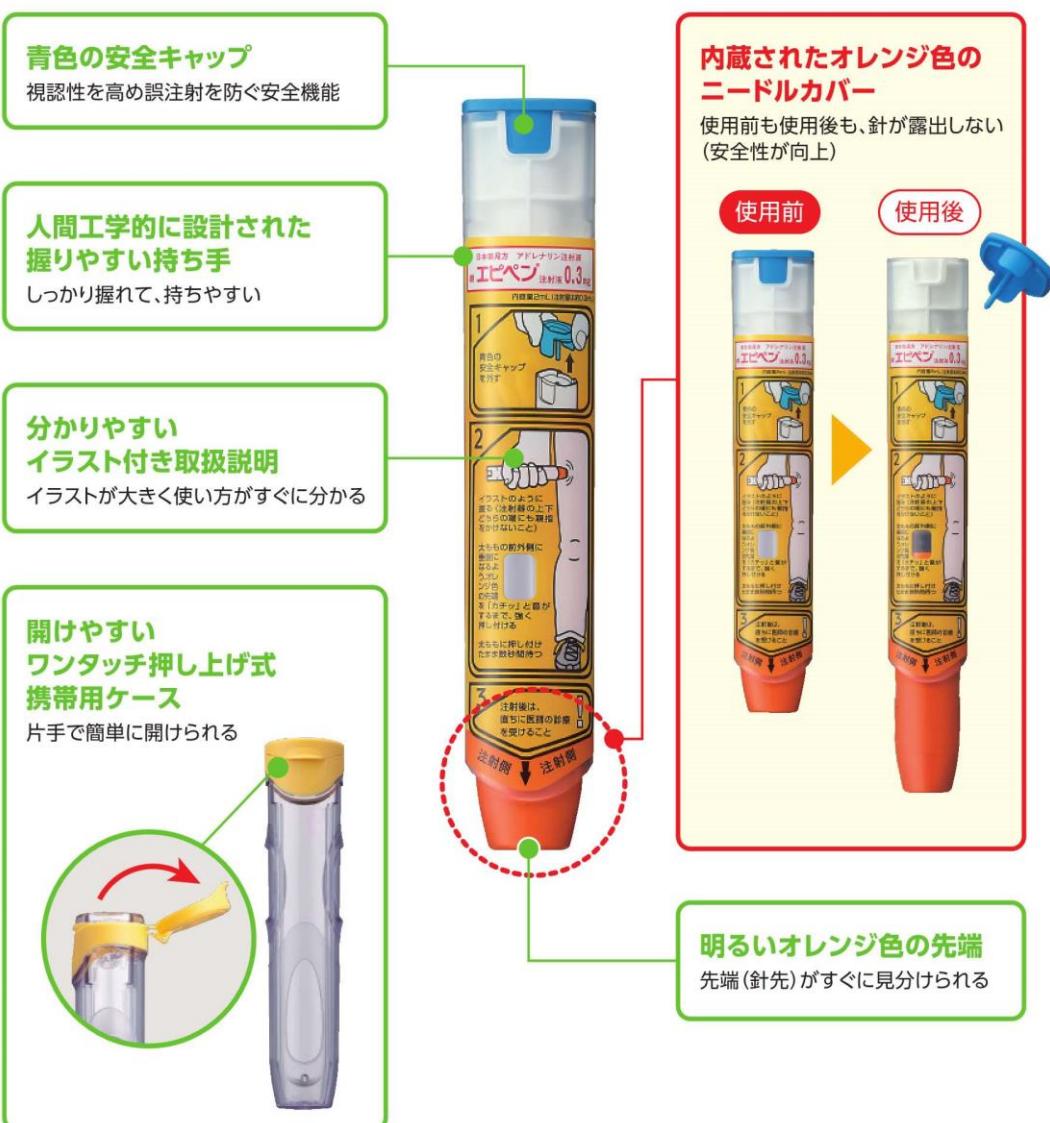
このような場合には、使用をやめて、すぐに医師の診療を受けてください。

上記以外でも気になる症状があらわれた場合には、医師または薬剤師にご相談ください。

# エピペン®はどんな薬?

エピペン®は、使用前後に注射針が見えず  
安全性の向上した自己注射製剤です。

## ● エピペン®の特長



### Check

誤注射の危険性があるので、エピペン®本体は絶対に分解しないでください。

## いつでもエピペン<sup>®</sup>を注射できるように、 日頃からエピペン<sup>®</sup>の適切な管理を心がけてください。

### ● エピペン<sup>®</sup>の適切な管理のために

#### ● いつでも使えるように…

自宅では  
手の届く  
ところに置く



外出時には  
携帯する



#### ● エピペン<sup>®</sup>の保存方法

携帯用ケース  
に入れて  
保存・携帯



日光の当たる高温下や夏場の車の  
ダッシュボードの中には放置しない

15~30°C  
での保存が  
望ましい



冷所(例:冷蔵庫の中)には置かない  
30°Cを超えた状態で保存した場合  
は使用しないことが望ましい

幼児の手の  
届かない  
ところに保存



#### ● エピペン<sup>®</sup>を携帯するときの注意

- ▶ エピペン<sup>®</sup>はプラスチック製品なので、コンクリートなどの硬いところに落とすと破損する可能性があります。
- ▶ 飛行機内にエピペン<sup>®</sup>を持ち込む場合には、所持品検査時のトラブルを避けるため、予約時に機内に持ち込む旨を連絡しておくことをおすすめします。

#### ● 夏場にエピペン<sup>®</sup>を持ち歩く際の工夫

- (例)
- 保冷バッグに入れる(なお、マイランEPD合同会社では保冷バッグの用意はございません)。
  - 冷蔵庫で冷やした保冷剤(冷凍庫で凍らせた保冷剤は冷やし過ぎるおそれがあります)をタオルなどで包み、エピペン<sup>®</sup>と一緒にバッグに入れる。
  - 保冷剤がない場合は、冷たい飲料水のペットボトルなどとエピペン<sup>®</sup>と一緒にバッグに入れる。

ただし、これらの方法で30°C以下に保てるという保証はありません。また、急激に冷やすことで注射器に不具合が生じる可能性も否定できませんのでご注意ください。

#### Check

注射器の窓から見える薬液が変色していたり、  
沈殿物が認められたりしないか定期的に  
ご確認いただき、認められた場合は速やかに  
新しい製品の処方を受けるようお願いします。



# もし、原因食物を食べてアナフィラキシー

## 医師の診断と定期的な受診が大切

原因食物（アレルゲン）となる食物は食べない（除去する）のが食事管理の基本ですが、不必要な食物除去はお子さんが成長していくうえで避けましょう。実は、自己判断で必要以上に食物除去をしている方も良くお見かけします。食物除去を必要最小限にし、必要な栄養を取るため、そして生活の質を高めていくためにも医師にアレルゲンをきちんと診断してもらい、しっかり対策をしましょう。

食べられる食材が限られたり、みんなと一緒にもののが食べられなかつたりするため、日々気を使いながら過ごしていることもあると思いますが、食物アレルギーは年齢が大きくなるにしたがい、治っていく傾向があります。定期的に受診し、食べられるようになっているかを確認しましょう。

食物アレルギーがあっても食べられる食材は多いものです。旬の野菜や魚を上手に取り入れると、卵、牛乳、小麦を使用しなくても、豊かな食生活が送れます。バランスの取れたメニューでお子さんに毎日の食事を楽しんでもらえるよう工夫していきましょう。



## アナフィラキシー症状が出たときの『備え』として



お子さんが保育所や幼稚園、学校に通い集団生活を送るようになると、保護者の目が届かないことがあります。避けるべき食物、万が一の緊急時の対応など、医師の診断をもとにした正確な情報を家庭と保育所、幼稚園、学校で共有しておくことが必要です。しかし、いくら注意を払っていても、給食などで原因食物を間違って食べてしまう可能性があります。特にアナフィラキシー症状が出たときのための備えとしてエピペン®を携帯しておくことが大切です。

## 症状が出たら？

Dr. 海老澤  
からのアドバイス



### エピペン®トレーナーで 日頃から繰り返し練習を

エピペン®は注射薬なので、怖いとか嫌だなど感じる方もいらっしゃるかもしれません。薬に含まれている物質は私たちの体から分泌されるホルモン（アドレナリン※）の1つなのです。すごく怒ったときとか、興奮したときとか、緊張したときにアドレナリンが出てドキドキした経験があると思いますが、ふつうは15分ぐらいしたらもと通りになりますよね。それと同じで、外からエピペン®を注射しても15分ぐらいしたらもと通りになります。そのような薬なのです。

エピペン®は、もしものときに子供の命を救うことに役立つことが期待されています。そのためにもエピペン®トレーナーで注射を打つ練習を繰り返しておくことも大切です。エピペン®を常に携帯させることで、安心して、お子さんの成長を見守ってあげてください。

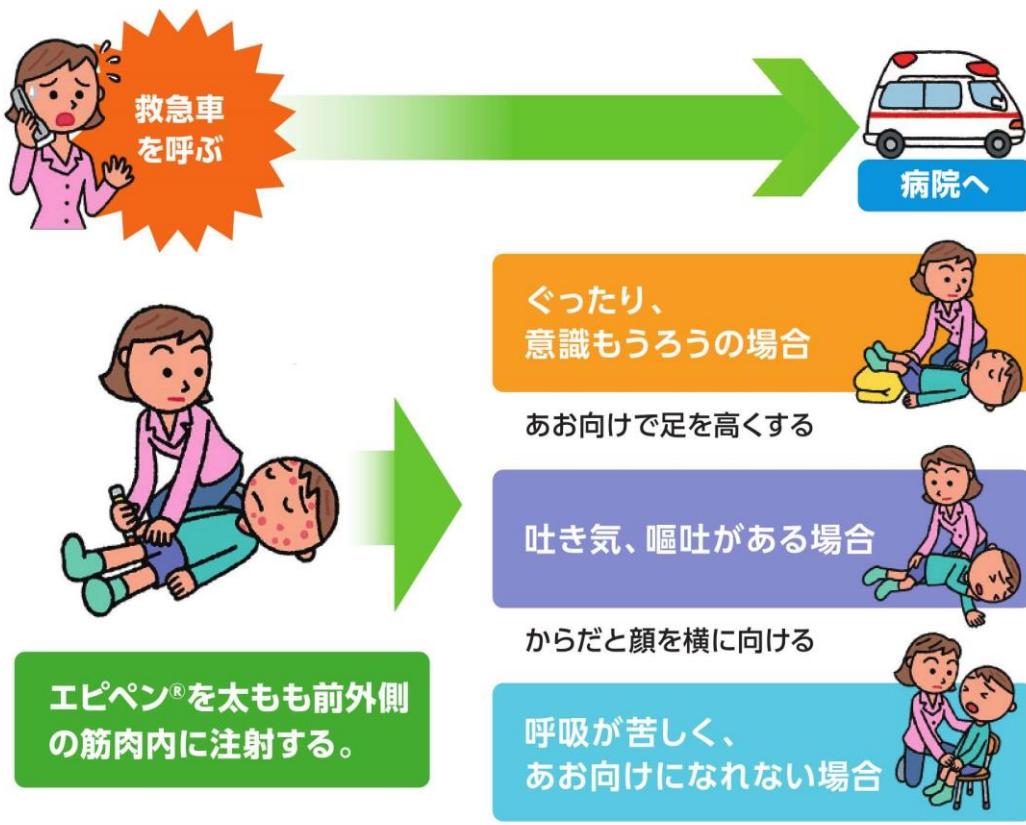
※：アドレナリンは、怒ったとき、興奮したとき、緊張したときなどに副腎髄質という臓器から出てくるホルモンで、緊急時には私たちを助けてくれる物質です。



# アナフィラキシーが起こったときの対処

エピペン®を使用すべき症状(5頁)が出たときには、  
すぐにエピペン®を太ももの前外側に注射し、  
救急車を呼んでください。

## ● アナフィラキシーが起こったときの対処法



Simons, F. E. R. et al.: J Allergy Clin Immunol 127 (3): 587, 2011より作図  
東京都アレルギー疾患対策検討委員会 監修: 食物アレルギー緊急時対応マニュアル 2018年3月改訂版より作図  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/allergy/pdf/pri06.pdf> (2020/6/2参照)

児童生徒本人がエピペン®を注射できない場合には、  
保護者または教職員や保育士が代わりに注射してください。

(人命救助の観点からやむをえない教職員や保育士のエピペン®使用は、  
医師法違反にはならず、その責任は問われません)

# 練習用エピペン®トレーナーを使ったトレーニング

いざというときに確実にエピペン®を注射できるように、  
「練習用エピペン®トレーナー」を使って継続的に練習しましょう。

## ● エピペン®トレーナーの使い方

### STEP 1 準備

オレンジ色のニードル(針)カバーを下に向けて、エピペン®のまん中を利き手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップをまっすぐ上に外します。



### STEP 2 注射

エピペン®を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードル(針)カバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付けます。太ももに押し付けたまま数秒間待ちます。



- 注射するところを確認しながら練習してください。
- エピペン®の上下先端のどちらにも親指をかけないように握ってください。
- 太ももの前外側以外には注射しないでください。
- 投与部位が動かないようにしっかりと押さえてください。
- 太ももにエピペン®を振りおろして接種しないでください。

環境再生保全機構 ERCA（エルカ）「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック2014」  
([https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives\\_24514.pdf](https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives_24514.pdf)) 21頁より、  
エピペン®を座位で注射する場合の画像を加工して掲載 (2019/10/30参照)

### STEP 3 確認

注射後、オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びたことを確認します。



### STEP 4 片付け

① 青色の安全キャップの先端を元の場所に押し込んで戻します。



② オレンジ色のニードル(針)カバーの先端を机などの硬い面上に置きます。オレンジ色のニードル(針)カバーの両側上部を指で押さえながら、トレーナー本体を下に押し付けて収納します。



#### 患者本人以外が投与する場合

- 注射時に投与部位が動くと、注射部位を損傷したり、針が曲がって抜けなくなったりするおそれがあるので、投与部位をしっかりと押さえるなど注意してください。



# エピペン®の使い方

アナフィラキシーの徴候や症状を感じたときに、太ももの前外側

## ● エピペン®の使い方 —アナフィラキシーがあらわれたら—

### STEP 1 準備

携帯用ケースのカバーキャップを指で開け、エピペン®を取り出します。オレンジ色のニードル(針)カバーを下に向けて、エピペン®のまん中で利き手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップをまっすぐ上に外し、ロックを解除します。



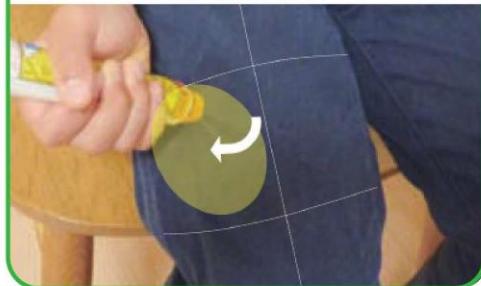
- 青色の安全キャップをかぶせた状態では、バネが固定されており、注射針が不用意に飛び出さないようになっています。使用時まで青色の安全キャップは取り外さないでください。
- 安全キャップを外した後は、誤注射を防ぐため取り扱いに十分注意してください。
- 絶対に指または手などをオレンジ色のニードル(針)カバーの先端に当てないように注意してください。
- 使用する前に青色の安全キャップが浮いていないか、注射器の窓から見える薬液が変色していないか、また沈殿物がないかを必ず確認してください。
- 青色の安全キャップを外すときに横向きの力を加えないでください。

#### エピペン®使用時のチェックリスト

- 携帯用ケースからエピペン®を取り出す
- 青色の安全キャップが浮いていないか、薬液が変色していないかまた沈殿物がないかを確認する
- オレンジ色のニードル(針)カバーを下に向けて、利き手で持つ
- もう片方の手で青色のキャップをまっすぐ上に外す
- 本人以外が打つ場合、足が動かないように固定する
- 衣服の上から打つ場合、ポケットの中身を出す
- 太ももの前外側に垂直になるように、オレンジ色のニードル(針)カバーの先端を当てる
- カチッと音がするまで強く押し当てる、数秒間待つ
- エピペン®を太ももから離す、オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びていることを確認する
- 使用済みのエピペン®を携帯用ケースに戻す

### STEP 2 注射

エピペン®を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードル(針)カバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付けます。太ももに押し付けたまま数秒間待ちます。エピペン®を太ももから抜き取ります。



- エピペン®の上下先端のどちらにも親指をかけないように握ってください。
- 太ももの前外側以外には注射しないでください。
- 投与部位が動かないようにしっかりと押さえてください。
- 太ももにエピペン®を振りおろして接種しないでください。
- 緊急の場合には、衣服の上からでも注射できます。

環境再生保全機構 ERCA（エルカ）  
「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック2014」  
([https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives\\_24514.pdf](https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives_24514.pdf)) 21頁より、  
エピペン®を座位で注射する場合の画像を加工して掲載(2019/10/30参照)

#### 患者本人以外が投与する場合

- 注射時に投与部位が動くと、注射部位を損傷したり、針が曲がって抜けなくなったりするおそれがあるので、投与部位をしっかりと押さえるなど注意してください。



に速やかに注射してください。

使い方動画は  
エピペン®サイト  
<https://www.epipen.jp>  
をご覧ください



### STEP 3 確認

注射後、オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びているかどうかを確認します。ニードル(針)カバーが伸びていれば注射は完了です(針はニードルカバー内にあります)。



- オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びていない場合は、注射は完了していませんので、再度、STEP1～3を繰り返して注射してください。
- エピペン®の注射後は、直ちに医師による診療を受けてください。

### STEP 4 片付け

使用済みのエピペン®は、オレンジ色のニードル(針)カバー側から携帯用ケースに戻します。



- 注射後は、オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びているため、携帯用ケースのキャップは閉まりません。無理に押し込まないようにしてください。
- 注射後、薬液の大部分(約1.7mL)が注射器内に残っていますが、再度注射することはできません。
- エピペン®注射液を使用した旨を医師に報告し、使用済みのエピペン®注射器と青色の安全キャップを医療機関等にお渡しください。

#### Check

エピペン®注射液0.3mgおよびエピペン®注射液0.15mgの使い方は同様です。  
お尻や腕には絶対に注射しないでください。  
もしも、誤ったところにエピペン®を使用してしまったら、直ちに最寄りの医療機関を受診してください。

#### ★誤注射を避けるために

- オレンジ色のニードル(針)カバーの先端に指などを押し当てると、針が出て危険です。絶対に行わないでください。オレンジ色のニードル(針)カバーの先端部から露出する針の長さは0.3mg約1.5cm、0.15mg約1.3cmです。
- 危険ですので絶対に分解しないでください。





エピペン®には使用期限がありますのでご注意ください!  
使用期限切れを防ぐため  
「重要なお知らせ通知プログラム」に必ずご登録ください。

● エピペン®の「重要なお知らせ通知プログラム」の登録方法  
(再処方時にも再登録が必要です)

登録申し込み

期限切れの  
ご案内

医療機関  
薬局へ

再処方

アプリで登録

「マイエピ」をダウンロード  
後、エピペン®新規追加ボタン  
をタップし、製造番号、使用  
期限を撮影してください。



Webで登録

エピペン®サイト  
(<https://www.epipen.jp>)に  
アクセスし、重要なお知らせ  
通知プログラムの「新規登録」  
をクリックし、必要事項を入力  
してください。



ハガキで登録

この「登録ハガキ」に必要  
事項をご記入の上、投稿して  
ください。



使用期限の約1ヵ月前に、  
お知らせ致します。

※ご登録の住所やメールアドレス等に変更  
があった場合は、下記のカスタマーサポートセンターまでご連絡ください。

使用期限前に、未使用的エピペン®を医療機関/薬局  
にご持参ください。

※未使用的エピペン®は医療廃棄物としての廃棄が義務付けられています。  
廃棄方法は、主治医・薬剤師の指示にしたがってください。



医師の診察を受け、新しいエピペン®の処方を受けて  
ください。



前回と同様に再登録してください。

- 登録ハガキは、製品とともに箱の中に入っています。
- 登録ハガキの紛失や住所変更については、エピペン® カスタマーサポートセンターに連絡してください。

エピペン® カスタマーサポートセンター ☎ 0120-303-347(無料)

※個人情報は使用期限切れ等のお知らせのために利用し、本目的以外には使用せず、第三者に提供しないことをお約束致します。